

○議事日程 (平成二十五年九月十九日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 田中敏弘

○欠席議員

なし

一 番 岩永義仁  
 二 番 長澤龍夫  
 三 番 大橋三男  
 四 番 三田正敏  
 五 番 吉田太郎  
 六 番 早崎百合子  
 七 番 野村永一  
 八 番 田中敏弘  
 九 番 松永民夫  
 十 番 皆川雅子  
 十一 番 中村辰夫  
 十二 番 岩瀬進  
 十三 番 水谷久美子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	西脇正博
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	高木久之
産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設課長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設課長	加藤敏博
商工観光課長	加藤敏博
産業建設課長	伊藤博文
産業建設課長	伊藤博文
水道建設部長	西脇和信
水道建設課長	西脇和信
会計管理者兼会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局長兼生涯学習課長	藤田実芳
教育委員会	藤田実芳
教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会	佐藤昌子
教育委員会	伊藤公一
スポーツ振興課長	伊藤公一

消 防 長 堀 田 明 男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 山中秀樹  
議会事務局書記 川地洋子  
議会事務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

まず初めに、このたびの台風十八号により床下浸水等、被害に遭われた町民の方々に対し、議会を代表し、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く平常の生活に戻れますことを願っております。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席のほうもよろしく願います。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。なお、執行部においては、野村教育長より欠席の報告を受けております。

また、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。ただいまから平成二十五年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(田中敏弘君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 岩永義仁君を指名します。

○議長(田中敏弘君) 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(田中敏弘君) 次に日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

最初に、七番 野村永一君。

○七番(野村永一君) おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い順次質問いたします。

質問の前に、先ほど議長も申されましたが、このたびの台風十八号による被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復旧を心からお祈りいたしまして一般質問に入らせていただきます。

一項目めでございますが、(仮称)養老インターチェンジ周辺開発についてであります。質問内容の中で、この「仮称」を割愛させていただきますので、御了解よろしくお願い申し上げます。

国道四七五号線、東海環状自動車道は、名古屋市の周辺三十キロから四十キロ圏に位置する、愛知、岐阜、三重県の、豊田、瀬戸、土岐、岐阜、大垣、四日市等の都市を環状化連絡し、東名、名神高速道路や中央自動車道、東海北陸自動車道との広域的なネットワークを形成する延長約百六十キロメートルの高規格幹線道路であります。

現在、東回り、豊田東インターチェンジから関広見インターチェンジ間の延長区間約八十キロメートルは既に供用開始しており、西回り区間の関養老までの延長約四十四キロメートルは、平成八年十月に都市計画決定され、全線開通は二〇二〇年度に予定されており、くしくも東京オリピックの開催年と同一になりました。いよいよ西回りも、西大垣インターチェンジと養老ジャンクション間約六キロメートルであります。岐阜清流国体の開催を契機に、平成二十四年九月十五日に、西回り区間では最初の供用開始となり、また我が町養老町においては、東海環状自動車道養老地区本体工事着工式が盛大な中でも厳粛に、九月十七日にとり行われたところでございます。

古田県知事を初め御来賓の御祝辞には、まず地権者の同意を得られたこと、また養老ジャンクションから養老インターチェンジまでの距離にして三・一キロメートルの工事ではあるが、東海環状自動車道の全線開通に向けての大きな意味を持っており、大いに期待をしているところとの御挨拶でございました。

また、大橋町長の式辞では、養老インターチェンジの供用開始を各方面への働きかけや要望等により、養老改元一三〇〇年祭が行われる二〇一七年を目途に、いよいよ現実味を帯びてまいりました。

ここで町長に二点お伺いいたします。

一点目は、この養老インターチェンジの供用開始を、我が町養老町の発展に寄与し、波及効果等をどのように考えておみえになるのか、またその夢をお聞かせ願います。

二点目として、養老インターチェンジの開通を最大限に活用し、地域の発展に寄与するような道路交通体制をどのようにこれから構築していくのかお伺いいたしまして、一項目めの質問内容といたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 野村議員の質問にお答えをいたします。

この養老、東海環状自動車道西回り、養老インターチェンジの供用開始に向けての波及効果等ということでございますけれども、このことにつきましては、養老町第五次総合計画の企業、事業所などの立地促進の中で、東海環状自動車道、養老インターチェンジの完成に対応した産業活力づくりを目指して、養老インターチェンジとのアクセス道路の整備を推進するとともに、農業振興地域整備計画などによる優良農地の確保との整合性を図りながら、企業立地を促進するための基盤整備について推進をしております。また、企業立地用地の土地登録制度を活用するなど、企業誘致を行ってまいりたいと考えております。

そのほか、企業誘致だけではなく、商業地や二〇一七年の養老改元一三〇〇年を見据え、観光用地も視野に入れ、柔軟な対応により、適正な立地を促進したいと考えております。

なお、企業立地促進条例、工場等奨励金制度、雇用促進奨励金制度など、優遇制度の充実もあわせて進めていきたいと考えております。

いずれにしても、この養老インターチェンジは、一地域だけでなく、養老町全体にとって大きな起爆剤になるものという

ふううに受けとめております。それに続きます幹線道路、養老・平田線、南濃・関ヶ原線等の整備を進め、養老改元一三〇〇年に向けて、町内外からの多くのの方々との融資を図っていききたいというふううに考えております。

二点目でございますけれども、養老インターチェンジへ接続する道路の整備といたしましては、先ほど申しました県道養老・平田線でございますけれども、このことについては、養老インターチェンジから東の一部区間は改良工事が発注をされております。国道二五八号線までは都市計画道路が決定されておりますけれども、具体的に計画を進める段階には至っておりません。

養老インターチェンジから石畑交差点までの西につきましては、現道の道路幅での改良整備や源氏橋交差点の改良工事が検討をされております。そのほか、広域農道等町道整備につきましては、この養老インターチェンジに伴う新規土地需要への対応策との関連を考慮しながら、一度に整備を行うことはできませんので、養老インターチェンジ付近の開発計画等、開発後の交通状況に合わせ、検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） ただいま町長のほうから御回答をいただきましたが、回答の本身は大体第五次総合プランの中の文言でありまして、実は、少し古くなるんですが、平成十九年九月十四日だと思っております。養老インターチェンジ周辺開発協議会を立ち上げまして、もうかれこれ六年たちます。その協議会の会議というか、役員さんは、各地区の区長さん、農業委員さん、それから宮農組合さんが主たる方、約四十名の方で協議会を設置いたしました。そのときに、先ほど町長が述べられました都市計画の用地指定に

基づいて、商業地、工業地、それから住宅地というふうで、壮大な計画をしたわけでございますが、あれから随分と状況も変わりました、今土地開発そのものは売り手市場になっておるわけですね。ですから、いかに養老町が皆様にこういうふうのインターチェンジができたから、土地もたくさんございますので、どうぞおいでくださいというふうなPRも必要になってくるかと思っております。その中で、土地の提供ですが、一番の用地の確保になりますが、一番の問題点は、養老町というか、日本には農業振興地域整備計画、要は農振法とか、農地法、都市計画法がございまして、それをさまざまにいろいろな面でクリアをして、法律をクリアしていかなければ優良な農地を転用するわけにはいきません。

その中で、第三種農地というのがございまして、その農地は転用許可ということになります。その転用許可の本身は、養老インターチェンジの出入り口を中心に半径三百メートル以内なら第一種農地優良農地が第三種農地になりますという項目があるんですが、その三百メートル以内の転用許可も、もう一つの大きな問題は、インターチェンジが供用を開始してからというふうになりますと二〇一七年、今二〇一三年ですから、あと四年後にならないければ開発ができないというふうな話の中で、じゃあ、その開発許可がおりた、次に農地法の第四条、五条になりますと、また二年、三年とかかるというところで、今現在、先ほど述べました養老周辺開発協議会には、具体的にサークルKから西へ、津屋川までの百五十ヘクタールを開発しようかというところの中で、現実にはもう全く今もって不可能というふうな状態の中で、果たしてこの絆プラン、マスタープランの中でうたうたうたつてみえる企業誘致、商業地の誘致ができるかどうかというところに入ってくるわけであります。

そこで、一ついろいろな手法の中でも、優良農地の供用をいかに、これからどうするかというところに入ってくるわけですが、その企業をどのように誘致するかというのも我々が一生懸命勉強しながら、行政のほうも積極的に、養老町のトップセールスマンは町長でございますから、ぜひともそちらのほうの意見も、転用等も踏まえてお聞かせ願いたいと思います。

次に、二点目の質問の道路交通網体制でございますが、先ほど町長の答弁の中で、養老・平田線のインターチェンジの出入りに関しましては、道路拡幅するというところでカルバン…、要は伏せ越しを既に発注済みで、東へ百六十メートルは道路拡幅するというところと、南関線の古市石油様の道路拡幅も計画しているということでありますが、ここで一つ再質問をさせていただきますが、今の養老インターチェンジの出入り口は、今のところTの字でございます。Tの字で、果たして信号をつけるかつかないかということと、まだ議論はされていないかと思うんですが、将来的に土地の有効活用等を踏まえますと、あちらの出入り口はT字型の信号交差点ではなくて、十字路の南へ道路を拡幅する必要があるかと思えます。その話は、まだいろんなところでないかと思えますが、供用開始まであと四年ございます。これは町でやるのか、県でやるかはよくわかりませんが、地域振興計画の中で、ぜひともアクセス道路を踏まえた道路網交通体制をしつかりしたところを、これからまだ遅くはございませんんで、そちらのほうの考えも二点お願い申し上げまして、再質問とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 御質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるように、インター周辺については第一種農地

ということと、非常に転用等が難しいところでございます。おっしゃいました第三種ということで、半径三百メートル以内には比較的転用がしやすいということではございますけれども、その件についても、やはりある種の業種が決まっておりますので、物流とかスタンドとか、そういったようなものの転用ということでございます。

いずれにしても、先ほども申しましたけれども、養老インターチェンジというのは、一地域の問題にとどまりません。養老町全体の、六月に連結許可のありました養老サービスエリアにおけるスマートインターチェンジ、それから南関線、国道二五八号線等の総合的な開発というものも視野に入れていく必要があるかというふうに考えております。このことについては、一つ養老町都市計画マスタープランというものが定まっておりますのでございませぬけれども、養老サービスエリア等がこの中にも含まれておりません。

いずれにしても、これが計画されてから、平成十八年ですから、七年ほど経過しているわけでございます。もう一度このマスタープランの見直しを行い、道路網等をきちんと整備することを考えた上において、また都市計画の線引きをする等の方法もございませぬ。そういったことでインター周辺の開発を考えていきたいというふうに思いますし、まず一番の近道は、農振法というのが一番大きな障害になっているということとございませぬので、それなら農振法そのものを利用した農業構造改革というような形の中で、開発ができればというのも一つの方法かというふうに考えております。

それから二点目でございますけれども、おっしゃるとおり出入り口についてはTの字で計画をされており、信号はつかないとい

うことでございます。といいますのは、すぐ西側のサークルKの信号が近いということで、かえって渋滞等の問題を引き起こすというように説明を受けております。

また、議員のおっしゃるように十字路にするといった、計画ではございませんけれども、地元からの要望等も伺っているところでございますけれども、やはり西側に広域農道が走っております。この道路をやはり重要な幹線道路というふうに捉え、この歩道もない道路を歩道をつける等の整備をこれから考えていきたい。

いずれにしても、もう一度養老町の都市計画マスタープランを練り直した中で、皆さん方の御意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 今、マスタープランの見直しというところもお答えいただきましたが、まず農振法そのものの全体に、養老町の農振法そのもの、要は農用地区域、農用地以外、除外地域のほうも、恐らく昭和四十五年に制定されて、今年度は基幹計画の見直しというふうに入っておりますが、その点を十分踏まえて、転用に関しましては、農振転用区は養老町で今だけだけあるかわかりませんが、除外申請区域そのもの、それから農振区というのは決まっておりますもんで、外れているところからもへ戻すところで、これはもう十分に検討しなければいけないところでございますもんでよろしく、ことし五年ごとの見直しだというふうにお聞きしておりますが、ぜひともことしは五年目になりますもんで、十分に精査していただきまして、養老町の発展のためにも、先ほど町長が述べられました農振法の、本来は、農振法というのは優良な農地を守るといふような法律ですから、やみくもに

外そうかというふうの話ではなりませんので、それじゃあ養老町全部農振除外にすればいいじゃないかというふうな話になりますと、また全然話が違う方向になりますもんで、そちらのほうもよろしくお願いいたします。

再々質問というふうになりますが、先ほど町長が述べられました優良農地の企業への誘致というところと、もう一つは、この人・農地プランというのが平成二十四年にできまして、こちらのほうへ集めて営農組合さんのほうへ委託管理しておるわけですけども、仮に企業がお見えになった場合、こちらのほうの農地の転用、要は借地というふうの話になりますが、こちらのほうもどのように考えておみえになるのか、再々質問いたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの御質問でございますけれども、企業への借地ということとははつきりした御相談を受けているわけではございませんけれども、地元の協議会の皆さん方から一応お話を承ったことによりまして、ある大手企業でございますけれども、そこが農地を借地して、農業をしながらの大規模な太陽光発電とか、それから野菜工場等をしている大手の会社でございますけれども、そういった会社の進出等ということになれば、農振法の高い壁をクリアしやすいというふうなことでございます。

このことについては、まだ確たる御相談、要望等があったわけではございませんけれども、そういった形での一種の転用のような形になれば、養老町の主力産業であります農業の構造改革ということ、強い農業を行っていただけたらということでございますので大いに歓迎いたしますが、きちんとした要望等の具体的な計画が上がってきているわけではございませんので、お答えするわけにはまいりませんが、仮に養老町の後継者の皆さん

方がそういった農業構造改革に積極的に取り組んでいただけると  
いうのなら、大いに後押しをしていきたいというふうにご考えてお  
ります。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） それでは、二項目めの質問に入ります。

防犯カメラの活用についてであります。

先般非常に痛ましい三重県朝日町で起きた事件や不審者の出没  
や、またトラックターの盗難や窃盗事件など未解決の事件が多く、  
一つの意味で、町民の安全・安心を推進する一つの手段として防  
犯カメラの設置による活用を提案するものでございます。

防犯カメラの設置については、犯罪の事前防止効果が高いこと  
や、事件、事故後の対応を素早く適切に行い、被害の拡大を防ぎ、  
問題の早期解決を可能にできることから、また一つの安全・安心  
なまちづくりを推進するためにも必要と考えますが、次の質問に  
お答え願います。

まず一点目として、町長として防犯カメラの必要性をどのよう  
に考えておみえになるのか。

現在、町内に防犯カメラがいつから、どこに何基設置されてい  
るのか、この内容は警察が設置されているのもあれば、行政、民  
間、例えばコンビニエンスストア、銀行、スーパー等でわかる範  
囲で結構です。

一、二の質問に関連しますが、今後防犯カメラを設置する予定  
はあるのかになります。

四点目といたしましたして、防犯カメラの設置及び運用に関する条  
例制定が必要となりますが、見解はいかがでしょうか。

以上、四点について質問いたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

町として、防犯カメラの必要性をどう考えているかということ  
でございますけれども、昨今痛ましい事件、凶悪な事件が各地で  
発生しておりますし、養老町においても、そうした事件が発生す  
ることは十分に考えられます。

また、防犯カメラの映像によりまして、事件がいち早く解決す  
るといったケースもあるかと思えます。防犯カメラは犯罪の未  
然防止、速やかな解決、あるいは被害者の保護など、有効な手段  
であると考えております。

ということ、二番目でございますけれども、町内の防犯カメ  
ラがどこに何基ということでございますが、金融機関やコンビニ  
エンスストア等に防犯カメラが設置されておるということは把握  
できるわけでございますが、設置状況という、数等につきましては  
は、現在、町のほうでは把握をしていないということ、御了承を  
いただきたいと思います。

それから、今後の設置の予定ということでございますけれども、  
先ほど申しましたように、防犯カメラは犯罪の未然防止などへの  
有効性が高いと考えられます。公共施設以外への設置につきまし  
ては、設置条件、管理上の面からも、町の事業として行うことは  
難しいと考えております。それぞれの地域で対処していただくこ  
とになると思います。町としては、地域で防犯カメラを設置され  
る場合は助成を行うといったようなことを今後検討していきたい  
と考えております。

地域で設置していただくという場合には、設置に関して  
はさまざまな問題があるわけでございます。プライバシーの問題  
等々ございますので、主要幹線道路沿いが望ましいのかなという

ようには考えております。

それから、条例の必要性ということでございますけれども、先ほど申しましたように、町として設置するというのを考えてございませので、条例等は必要はないというふうに考えておりますが、今後もし町で設置するというようなことになれば、そういったことも今後考えていく必要があるのかなというふうに考えています。以上です。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） ただいまの答弁で、町としては今のところは設置する考えはないということですが、先ほど二のところ、防犯カメラがいつ、何基設置されているかというところの中の質問に波及するんですが、先ほど言いましたコンビニエンスストア、銀行等、スーパーも含みますが、それというのは、今既存の防犯カメラが作動しておるわけですね。そうすると、コンビニエンスストア、スーパー等は、外灯ですと部分的に駐車場等を管理しておるわけですが、それは主に幹線道路ですから、その幹線道路を少し角度を変えれば十分に防犯カメラ、要は公共というところまでも行きませんが、十分に活用できますので、それは庁舎のほうからお金の関係もあるし、条例も全てに鑑みますが、それは養老町として、まず一つの手段としてそういうふうな方法もあるかというところでお伺いいたしまして、そちらのほうも考えのほうをよろしく願いたいところでございます。

それと、この間の、特に警察の方が非常に興味ある話だと思いますが、今のところ行政としては設置する方向ではないんですが、防犯カメラを設置する委員会というか、協議会をぜひとも警察を中心に各地区の自治会、子ども会、ちよっと話が飛びますが、町

長が今進めておみえになります地域自治町民会議を積極的に推進しておみえになります、そのイメージの中に、安全・安心部会がありまして、その会議が自治会、子ども会、小・中学校のPTAなど、部会が全て網羅されておりまして、その項目は防犯・防災活動交通安全啓発活動に特化するというところですから、ぜひとも防犯カメラもこちらのほうで、地域的に各自治会で、自治会と言いましたが、先ほどの町民会議のほうで検討していただければ、必然的に回答が出てくると思います。一台当たり幾らぐらいかかるというところは、私精査しておりませんが、ぜひとも安全・安心のためにも設置の方向に検討していただきたいんですが、再質問いたしますが、町長お願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず一点目でございます。既設の防犯カメラを増設、角度を変える等の御提案でございますけれども、やはり防犯カメラの取り扱いにつきましては、撮影される人への配慮や記録した映像をどのように適正に管理していくかというような問題が生じるかと思っております。

既設の金融機関、それからコンビニ等は、あくまで自己敷地内というように形で設置をされているとお聞きしております。ですから、住民の同意とか、住宅が映り込まないようにするなどの配慮が必要になってくるということ、その点は警察、あるいは住民の方々等との話し合いといったものが当然必要になってくるというふうに思います。

それから、町そのものではないというようなことではございますが、同意を得られれば大きな幹線道路にはつけるということもやぶさかではございませんが、今、議員のおっしゃられましたように、現在私どもが提案させていただいております自治町民



会議の安全・安心部会等のものができ上がってくれば、その中でお話し合いをいただきながら、行政のほうから補助をする等、そういうった形に持っていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 最後の質問になります。質問の中で、条例の制定は考えていない、当然行政としては設置する考えはないから条例は制定しませんのは当然のことです。今を総合的に勘案しますと、やはりプライバシー等と設置状況等いろいろな面で考えますと、やはり防犯カメラの設置条例、設置及び利用等に関する条例が必要となります。この制定を提案いたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田中敏弘君） 以上で、七番 野村永一君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき三件で質問をいたします。

一件目は、防災のまちづくりへの提言を含め質問をいたします。台風十八号も甚大な被害への爪跡を残しましたが、九月四日も東海豪雨を思い起こさせるような大雨と雷と突風が吹き荒れ、議会初日の町長挨拶でも、午後三時に十分間雨量は三十五ミリで、一時間にすると二百ミリを超えるというようなすさまじい気象データをもとにした報告をされました。

たまたま、私は午後一時四十分から養北幼稚園の遊戯室に、運動会の練習で養老音頭を踊る園児の輪の中にいました。雷が鳴り

響き、あたりが暗くなった二時ごろ、全部の部屋が停電になりました。主任の先生は、一瞬にして子供たちを窓から離れた壁際に集め、頭を抱えさせ、友達とくつき小さくなること、声は出さないことを冷静な態度で話されました。そして、園児の固まりの中心に先生が一人、周りを五人の先生が取り囲み、「大丈夫、先生がいるよ、先生がみんなを守るよ、大丈夫、大丈夫」と絶やすことなく言葉かけをし、園児の誰一人、悲鳴や列から立つことなく、天候が落ちつくのを待ちました。私は、先生たちの危機管理意識の高さ、適切な行動に深く学ぶこととなりました。

そこで、次の六点で質問をいたします。

一点目は、町地域防災計画の進捗状況についてです。

東日本大震災での放射能汚染は、今なお深刻な問題として解決のめどが立っていません。町では、平成二十四年六月に第一回防災会議を開き、県の見直しを踏まえ、事前相談、指摘事項の修正を行い、平成二十五年三月に提案するとしておりましたが、現時点でどこまで進んでいるのか。また、放射能被害、いわゆる原子力災害対策も含め、どう見直しを図ったのかお尋ねします。

二点目は、町災害時要援護者支援マニュアルの関係団体との協議や訓練の実施についてです。

町地域防災計画では、第十四節で災害時要援護者対策が講じられていますが、地域ぐるみの支援体制づくりが確立しているとは思えません。

平成二十三年十月十四日付で「もしものときは、地域ぐるみの助け合い」とのタイトルで、災害時要援護者登録制度の案内文書が、町が要援護に該当すると思う方に返信用封筒で送付されております。平成二十四年三月末現在で、一千百十一人が登録者とのことであります。これまでの実績と今後の課題について伺います。

三点目は、町が災害時要援護者登録の対象としている方も含め妊産婦、乳幼児、介護保険要介護度二の方でも車椅子でない日常生活ができない方もおられます。そういう生活弱者と言われる方の避難所の指定についてです。

町地域防災計画では、災害時要援護者対応施設として、産業文化会館、老人福祉センター、心身障害者福祉センター、中央公民館、養老町民会館、保健センター、総合体育館、広幡公民館、地域福祉センター、東部町民体育館、小畑公民館、多芸公民館、福祉センターの十三施設としています。

しかし、これまでの日本各地で起きた災害避難所生活の実態や住民の声に学ぶのなら、障害の区分や乳幼児のみの避難所の設置などを認める必要があると思いますが、その考えについて伺います。

四点目は、二〇〇六年に北海道の佐呂間町で九人の死者を出したF三の竜巻、二〇一二年には茨城県つくば市に大きな被害をもたらしたF三の竜巻、そして九月二日、埼玉県越谷市や、千葉県野田市の秒速五十から六九メートルの突風によるF二の竜巻は記憶に新しいところです。このところ発生が相次いでいる竜巻から子供たちを守るため、防災ヘルメットや防災頭巾の備蓄についての見解を伺います。

五点目は、異常気象対応できる留守家庭児童教室保護者への一斉メールの新設について伺います。

最後に、災害では何といても、自分が住む自治会の班や区や地区の町内会単位の防災力が生きてきます。地域に住む人たちの知恵を、わざを集めた防災力づくりを町として進めるための防災カード作成に対する見解を求めます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点目は、町の地域防災計画の進捗状況ということでございますけれども、町の地域防災計画につきましては、東日本大震災を経て、国において、地震、津波、原子力対策の見直しなどにより防災基本計画の修正が行われ、それを踏まえ昨年度修正をいたしました。

修正の主な内容といたしましては、県の南海トラフ巨大地震などの被害想定調査結果の見直し、町の機構改革に伴う災害対策本部組織の見直し、原子力災害対策、自助・共助・公助の協働による防災活動の促進、災害時要援護者・観光客・帰宅困難者対策に関するものなどや、その他具体的な災害対策などとなっております。

被害想定調査結果の見直しでは、南海トラフ巨大地震の場合では、本町の最大震度は六弱であり、今回の被害想定最大値は、死者十一人、負傷者三百二十三人、全壊九百八十七棟、半壊二千四百十二棟、避難者三千三百三十四人、帰宅困難者六十一人となっております。

自助・共助・公助の協働による防災活動の促進につきましては、住民及び事業者等の役割を明示し、また防災協働社会の形成推進として、町を初めとする行政の公助はもとより、住民による自助、自治会等コミュニティーによる共助の重要性を踏まえて、それぞれの責務・役割を明示しております。

災害時要援護者対策では、災害時要援護者の支援について、町、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民等の連携のもとに、地域ぐるみの支援体制の構築や福祉避難所等について規定をしております。

帰宅困難者対策としまして、避難所への収容、徒歩で帰宅される人への情報提供等、必要な支援を想定しておりますし、さらには観光施設等予防対策や観光客等の応急対策も盛り込んでおります。

また、地震対策といたしまして、災害危険区域の防災事業の推進ということで、液化化対策や地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を規定しております。緊急輸送網の整備や地震情報の受理・伝達の改正を行っております。

原子力災害対策計画では、県外の原子力事業所において、原子力災害が発生した場合に備えるための予防や、応急対策計画、活動体制の確立を規定しておりますが、県における修正計画がまだでき上がっておりませんので、それ以前の県の計画をもとに作成したものでありますので、県の計画修正後、改めて町の計画を作成することとしております。

また、県においても、ことしの三月に防災計画の見直しが行われており、その主な内容は、国の防災基本計画の修正に伴う修正、地震被害想定調査結果に伴う修正、県独自の放射性物質拡散シミュレーション結果及び原子力災害対策指針策定に伴うものでございます。

なお、本町の今回の原子力災害対策につきましては、先ほど申しましたとおり、修正前の県の計画をもとに作成したものでございますので、今回の県の修正を受けて、また市町村の行う原子力災害対策が示されてきましたので、県計画との整合性を図りながら、今年度中に地域防災計画の修正案を取りまとめたいと考えております。

それから、二点目でございますが、要援護者支援マニュアルの協議や訓練ということでございます。

平成二十三年五月に、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する災害時要援護者の生命・身体を守るため関係者が協力して迅速かつ的確な避難支援を図ることを目的に作成いたしました災害時要援護者支援マニュアルに位置づけます関係団体との相互連携体制につきましては、昨年整備いたしました災害時要援護者名簿を各地区防災隊、区長会さんを中心になっていただいておりますが、養老警察署、町消防本部、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と情報の共有化を図ったところでございます。関係団体との協議や訓練につきましては、これまで残念ながら実施をしておりませんでしたので、地域防災計画並びに災害時要援護者支援マニュアルに従い、具体的な連携協議及び訓練について議論をしてみたいと考えております。

それから三点目でございますけれども、障害者、要介護者、妊婦、乳幼児等の「生活弱者」という言葉をお使いになりましたけれども、私どもは福祉避難所の視点についてということでお答えをさせていただきます。

災害時要援護者は、身体面または情報面でのハンディキャップから迅速な行動がとれずに、その後の避難生活においても不自由を強いられる場面もあり、特に知的精神障害等においては、日常と異なる状態が長く続きますと、精神的に不安定になることが予想され、配慮が必要とされております。

災害時要援護者とは、具体的には御質問にありましたように、障害者や自力での避難が困難な妊婦や病人、けが人、乳幼児などが挙げられます。

さて、厚生労働省では、福祉避難所設置・運営に関するガイドラインにおきまして、特に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病気の者は一般的な避難所では生活に支障を来すため、何らかの特

別な配慮がされた避難所、いわゆる福祉避難所を指定することになっております。そのガイドラインの中では、福祉避難所の指定要件は市区町村が設定することとなっております、要件といたしまして、施設のバリアフリー化、通風、換気の確保、冷暖房設備の整備、情報関連機器の整備等が示されておりますが、養老町指定避難所としましては五十カ所あるものの、現時点では福祉避難所の指定はなく、段差なしまたはスロープの要件を満たす、先ほど議員が指定されました十三カ所を災害時要援護者対応施設としております。

今後は、これらの災害時要援護者対応施設を福祉避難所として指定できるよう整備を進めるとともに、民間福祉施設、特に介護施設と福祉協定を結ぶ方向で関係団体等と検討をしていかなければならないと考えております。

四項目でございます。

防災頭巾や防災ヘルメットの備蓄についてという御質問でございますが、現状といたしまして、公立保育園五園、及び私立保育園四園につきましては、防災頭巾を園の備品として全園児分、私立の一園について、ゼロ歳児一人を除いておりますけれども、各保育室で備蓄しておりますが、残り私立保育園三園、専念寺、よろろう、下笠につきましては、現在備蓄していない状況下にあります。小学校四校はシェルメット、あるいは防災頭巾を教室または教室近くのロッカーに保管して、通学、避難訓練等に使用しております。幼稚園につきましては、小学校でも使えることを配慮しましてシェルメットを用意している園が二園、頭巾が二園で、いずれも保護者負担によるものでございます。用意していない学校、幼稚園は三校二園であります。

また、中学生につきましては、ヘルメットを全生徒に配付して

おりますが、これは自転車通学用として使用しているために、徒歩通学の者は使用しておりません。そして、自転車に置いているため、災害時の使用はできない状況でございます。

御指摘をいただきました防災頭巾や防災ヘルメットが、災害時に落下物から頭を守るためには必需品であり、備蓄されるべきものと解釈をいたします。

ただ、先ほど申しましたように、頭巾を使用している幼・保育園、小学校やヘルメットを使用しているところがあり、頭巾がいいのか、通学も視野に入れてヘルメットがいいのか、また負担のあり方について、公費負担とする場合には、既に個人負担されている方の扱いについてどうするかなど検討を要するところがございますので、できるだけ早く検討いたしたいと存じます。

それから、五項目の一斉メールの新設ということでございますけれども、現在、留守家庭児童教室では、入室時に「警報発令時、災害時の対応について」を配付して対応を図っております。警報発令及び異常気象で学校を休校する場合は、授業を取りやめて早く帰す場合は、原則留守家庭児童教室も休みとしておりますので、休室の連絡は学校の「すぐメール」を利用して行っております。

ただし、夏休みや土曜日などの連絡については学校の「すぐメール」が使えませんので、各教室に配備された携帯電話にて連絡をとっております。留守家庭児童教室は、保護者による迎えとなくっておりますので、保護者の迎えがあるまで教室に待機をさせていただきます。

御質問の一斉メールの新設につきましては、留守家庭児童教室にはパソコンの配備がなく、携帯電話、あるいは事務局からの配信になるわけですが、帰すかどうかの判断もあり、指導員への負担を考えますと、運用面で難しいものがあります。できる

かできないかの結論を出していきたいと思っております。

それから六丁目、地域防災力づくりと防災カード作成という御質問でございます。

地域の防災力づくりとして、日ごろからみんなの地域はみんなで守るといふ地域の人々の連帯意識に基づく自主的な防災活動は不可欠でございます。

本庁では、各地域で自主防災隊が組織されており、町内で百六十五の防災隊がございます。組織としては、隊長、副隊長のほか、情報班、消火班、救出・救護班など七つの班で構成をされております。

自主防災隊が取り組む活動としては、主に日常的な活動としては、防災知識の普及、防災訓練の実施、地域の危険箇所の把握、防災資機材の整備等がございます。

また、災害時においては、情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護などが挙げられます。各自主防災隊においては、それぞれ工夫され活動を行ってまいりますけれども、今まで自主防災隊の活動モデル案がございませんでしたので、現在活動モデル案を作成中でございます。今後、自主防災隊に配付して、御活用をいただきたいと考えております。

また、町では防災意識の高揚と自主防災の強化に寄与することを目的に、自主防災組織に対して、防災活動に必要な資機材の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助をしております。補助率は二分の一で、上限は二十万円でございます。

このほか、地域の防災力づくりといたしまして、養老町防災士養成事業を実施しております。これは本年度からの事業で、目的としては、町民の防災意識の高揚を図り、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成することでございます。

内容といたしましては、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する防災士の資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するというもので、上限が六万一千円でございます。補助金は防災士資格が取得できた場合に交付し、また養老町防災士資格保有者台帳に登録をいたします。

防災士には、家庭・職場・地域のさまざまな場で活躍が期待されており、その役割は大きく分けて三つございます。災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、災害発生後の被災者支援の活動、平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練。現在のところ、十八名の方が資格を取得されております。消防関係者が十七名、それ以外が一名ということでございます。

次に、防災カードについてでございますが、これは災害から自分たちの身を守るために、日ごろから災害に対する意識を持って備えることに役立つというふうに考えられます。

防災カードには、氏名や連絡先電話番号・血液型などの必要な情報を記入し、これを携帯することで、災害発生時においては救援活動や安否確認などに有効に役立てることができると思いますが、今後、関係者各位と効果や必要性について協議をし、その実施について結論を得てまいりたいと思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問させていただきます。

一点目は、町地域防災計画の中には、竜巻に関する対策の記述がないように思いますが、特に竜巻被害の制度が使える条件として、全部壊れた家が同じ市町村に十世帯以上あると決められています。つまり、養老町で全壊が十世帯以上あれば、家が半分壊

れた場合でも被災者生活再建支援制度が適用されますが、九世帯以下なら全壊でも制度が使えないという内容です。

町地域防災計画、五百四、五百五ページの個人被災者への資金援助の見舞金ですが、この見舞金額に竜巻被害も適用すると考えてよろしいでしょうか。

二点目は、園児・児童・生徒への防災頭巾や防災ヘルメットの各クラス内での備蓄についてですが、公・私立また小・中学校、いろいろ備蓄しているところ、していないところ、個人負担などあるようですけれども、今年度の総数は、公立・私立の保育園で七百三十八人、幼稚園が二百二十九人、小学校が千六百七十一人、中学校が八百三十人で、総数は三千四百六十八人です。市販の防災頭巾や防災ヘルメットは九百八十円から三百円台くらいまでありますが、一人千八百円の現物として、約六百二十五万円の予算で備蓄できます。

今持っている、備蓄されている方たちのものを家庭に返し、新たに全私立から中学校まで、養老町でスタートしても六百二十五万円ということですので、万が一というときに頭も守りますが、防災訓練などでも非常に士気を高める教材になるといふふうに考えます。補正対応や新年度予算に反映するなど、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、具体的な答弁を求めます。

三点目は、先ほどの福祉避難所の関係ですけれども、援護を必要とされる方々が健常者の方々と暮らすことの大変さは、これまでのいろんな手記などでも書かれておりますが、もうぜひ具体的にしていきたいです。

例えば、保健センターは、もう赤ちゃんや妊婦などのお母さんを守る福祉施設なのだ、そこまで具体的に記載したような内容にしていたらと思います、その点についてお願いします。

四点目は、九月四日の町消防本部の気象日報を見ても、午前八時から十一時過ぎまでは平均の風速がゼロ、平均風向は静穏、最大の瞬間風速は二メートルでしたけれども、十一時以降刻々と雨量、風速が変わりました。一日十分単位で変わったと言っても過言ではないと思いますが、近年異常気象がそれほど時間の激変ということにもなります。

ですから、私は普通の子供たちが帰った後の留守家庭児童教室の一斉メールは本来に必要だというふうに考えますし、近隣自治体もその必要性から対応していますが、近隣自治体の状況についてお伺いしたい。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

竜巻についてでございますけれども、竜巻災害といえますと、自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、その他異常な自然現象のことというふうな定義だと思います。

防災計画の第二編の一般対策編の中に含まれてまいります。その中にある計画に基づいて対策を行うということになります。

ただ、町の防災計画において、はっきりした明示がなされていないということでもわかりにくくなっておりますので、次回の改正で直していきたいというふうに思います。

それから、見舞金の適用ということですが、被害に遭われた方は、やはり適用をしていくというふうな方向でございます。

それから二点目の防災頭巾、ヘルメット等の備蓄を全員新たにということですが、先ほども答弁の中で申しましたように、個人負担、公費負担等の問題もございます。そういった中で、全員に新たに支給するかどうかの検討を行っていきいたいというふ

うに思います。

それから、福祉避難所の件についてでございますけれども、やはり弱者の中にはさまざまな症状の方がお見えになりますので、おっしゃったように具体的に場所を、知的障害の方とか、それから乳幼児であるとか、そういった具体的な避難というようなことで明示していきたいというふうに考えております。

それから、一斉メールの近隣状況については、ちょっと教育総務のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 佐藤教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 先ほどの水谷議員さんの問いについてでございますが、近隣の市町の留守家庭児童教室における一斉メールの配備があるかどうかということでございますが、申しわけないですけど、手元の資料として持ち合わせてはおりません。

ただ、養老町では、先ほどの九月四日の例でございますが、異常気象ということで子供たちを、小学校につきましては一斉に引き渡しという形で帰しました。その際に、留守家庭児童教室につきましては、小学校において一斉に帰すということで開催はなしという扱いをしまして、ただし親が迎えに来るまで、引き渡しでございましたので、親が迎えに来るまでは学校で預かりました。

一斉メールで配信をしたわけですが、やはり家庭によってどうか、親さんによっては勤務中で一斉メールは見る事ができずに、迎え時間が六時を過ぎたという事例もあります。今後につきましても、学校があるときの留守家庭児童教室につきましては、留守家庭児童教室へ児童を送るのではなく、あくまでも学校のほうで、親の引き渡しを終了するまで保護をするという形で対応し

ていきたいと思えます。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 国の中央防災会議は、防災や避難の体制を強化すれば、被害を減少させることができるかと報告をまとめております。町の各地域の危険に見合った防災の仕組みは整っているかなどの改善を求める取り組みが重要ではないかと考え、ただいまいただいた答弁、迅速な対応を期待するものです。

次いで、養老鉄道の支援と利用者サービスについて伺います。

広報「養老」の裏表紙にも、「乗って守ろう養老鉄道」と町民に呼びかけているように、地域の人たちがなくてはならない足としての存続から、なくてはならない存在にすることをアピールしています。先日、養老駅から通学に利用している高校生の保護者の方からこんな声が寄せられました。

桑名発六時四十四分、養老着七時三十三分が二両編成のため、座れたことがなく、それどころか養老駅で立っているのも大変で、次の美濃高田駅でたくさん通学利用者が乗るので、乗車率を緩和するため車両を増設すべきではないか、こういう声でございます。毎日きゆうきゆう詰めの通学は大変な心労があるとの内容でした。

その声を受け、私は九月十日、その便に美濃松山駅から烏江駅まで乗ってみました。美濃津屋駅で、二両で三十人が座れず、学生に聞くと、美濃津屋駅では二両目は完全に座れないが、一両目は座れるときもあるとのことでした。養老駅では、乗車人数の三十人ほどが立ち乗車、美濃高田駅では約五十人ほどの乗車でした。このような現状を踏まえ、五点で質問をいたします。

一、近年の養老鉄道の鉄道事業営業収益と営業損益、経常損益、

当期の純損益の動向について伺います。

二点目は、二〇一一年度から二〇一三年度まで、沿線市町の三市四町で毎年三億円を上限に各市町村が負担して支援をしており、養老町では、養老鉄道運営維持費補助金交付要綱第七条の規定により四千七百九十九万円が交付され、平成二十四年度決算審査でも、十月十日に養老鉄道株式会社が領収したことを確認いたしました。しかし、来年度からの支援負担額については、現時点で議会に何にも知らされておられません。現状についてお尋ねをします。

三点目は、冒頭でも申し上げましたが、通勤・通学ラッシュ時の車両の増設についてです。

先ほどの便の前後の乗車状況はどうなっているのかと、後日、美濃高田駅発六時四十四分、七時十三分も調べてまいりました。六時四十四分は二両編成で、通勤者が大半でしたが、座れるどころの状況ではありません。七時十三分は三両編成だったと思いますが、同じ状況でした。せめてこの三便は、養老町の利用者サービスの点から増設すべきです。

四点目は、美濃高田駅東の改札口が新設されましたが、その効果について、町としてどのような認識をお持ちなのか伺います。

五点目は、利用者増に結びつける町としての今後の課題について伺います。

時間が余りありませんので、適切な答弁を求めます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず一点目の経営状況でございますけれども、平成十八年度、近鉄時の旅客収入と申しますのは八億七千五百万円でしたけれども、平成十九年十月に養老鉄道に移行し、新運賃となったために、二十年度は十一億一千二百万円と増収となりました。

しかし、その後減少傾向となり、二十四年度は九億八千六百万円と前年度より二千万円減収をいたしました。

営業費用は、美濃高田駅の省人化などの人件費等の削減による効果で、前年度より二千二百万円減少をいたしました。これにより二十四年度の経常損失は前年度より百万円減少し、九億二千三百万円となり、養老鉄道に移行してからは損失は増大傾向にあり、経営は依然厳しい状況でございます。

平成二十三年度と平成二十四年度との利用者の動向ですけれども、定期以外での年間乗車数は百三十六万七千人で、前年比一・七％減、通勤定期は百八十三万一千人で一・九％減、通学定期は三百二十九千人で〇・七％の減、合計で利用者は六百二十二万七千人で、前年度比で一・三％減となっております。乗車数、収入とも、通勤定期利用者が特に減少している状態でございます。支援額協議の状況ということでございます。

平成十九年三月二十三日に締結いたしました養老線運営に関する協定書より、沿線市町、三市四町が赤字額に対して支援を行っており、二十五年までには三億円を上限として、残りは近畿日本鉄道が負担することとなっております。養老町は、平成二十四年度、御指摘のとおり四千七百九十九万円を補助金として負担しております。岐阜県鉄道施設維持補助金交付要綱が今年度施行され、養老鉄道が新たにこの補助金を受けることに伴って、市町にも新たな協調負担が生じることとなりました。平成二十五年度は現行の三億円の枠内でおさめることとするため、補助金を運営維持費補助金と施設維持修繕費補助金に分けて上限三億円で負担します。これにより、二十五年の負担額は前年度並みとなります。二十六年以降の負担につきましては、今後養老鉄道活性化協議会において協議されますので、現時点では未定でございます。



通勤・通学ラッシュ時の車両の増設ということでございますけれども、現在三両及び二両編成で運行しております。通勤・通学時刻の車両編成、高田駅発の大垣行きが七時十三分と八時十三分は三両、高田駅発の七時四十三分は二両、高田駅発桑名行き七時三十四分と八時四十四分は二両、八時四分は三両で運行しております。

車両編成は混雑率をもとに検討しており、通勤・通学時等はできるだけ三両編成になるようにしておりますけれども、所有車両数、または揖斐線との兼ね合いがあり、通勤通学時刻帯の全てを三両にするのは難しい現況であり、さらに四両編成に増設することは駅舎の関係上不可能であるとのことでございます。

平日の養老線で最も混雑率が高いのが、桑名行き八時四分高田駅発でありまして、混雑率が一〇〇%定員乗車の百三十六人のところ、この便の混雑率が最も混んだ状態で七〇%程度ということ、養老鉄道側としましては、混雑率から見ると非常に混雑している認識がたいということでございます。乗りやすさも利用促進につながると考えますので、今後、乗車マナーの改善方法等の検討や通勤・通学時間帯の三両編成での運行について要望をしていきたいと存じます。

それから、美濃高田駅東口のサービス効果ということでございますけれども、美濃高田駅東改札口は平成二十四年四月二日に利用開始し、特に高田以南、以東地区からの利用者にとって好評を得ております。高田駅で下車し押越方面へ徒歩や自転車通勤される方も、時間が数分は短縮できるというような話も聞いております。併設しました駐輪場には、常時四十台ほどの自転車が駐輪されており、高田駅東改札口の開設は養老鉄道の利便性が高まり、利便性の向上に大きく貢献をしていると考えております。

利用増に結びつける今後の課題ということでございますけれども、沿線市町の人口減少・少子・高齢化が進む中で、全体の利用者の八割を占める定期利用者は、十五歳から六十四歳の生産年齢人口に該当する方々と推測しているわけでございますけれども、この人口帯の減少が利用者数に大きく影響しており、通勤・通学の定期利用者増が課題であるというふうにも考えておりますけれども、これにつきましては有効な対策がないのが現状でございます。

現在、養老鉄道においては、ハイキングや菓膳列車などのイベントを実施、または沿線市町の養老鉄道利用促進団体等が交流会など各種イベントを開催しており、養老町においても交流会や養老鉄道百景作品展等のイベントを開催しているところでございますけれども、すぐに利用者的大幅増加に結びつくものではございません。

しかし、今後も沿線市町・団体とも協力し、新たな利用者の取り込みとなるイベントを企画実施しまして、利用者の増加、活性化につなげたいと考えております。

また、オンデマンドバスの本運行開始に伴いまして、駒野駅・友江駅とも接続することにより養老鉄道の利便性が高まるため、町内から町外へ、町外から町内への移動の際に、自家用車ではなく鉄道を利用する新たな利用者が増加するものと考え、対応策等も検討してまいりたいと思っております。

養老町単独での取り組みだけではやはり限界がございますので、今後も沿線市町との協力体制を強化して、一人でも多くの利用者が増加するようにと考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をお願いします。

まず一点目は、養老鉄道株式会社の平成二十四年度の実績を見ると、事業営業収益が十億一千万円に対して、人件費や動力費などの事業営業費が十九億三千八百万円で、約九億二千八百万円の赤字決算となっております。

平成二十五年度予算は、前年度より一千四百万円の赤字予算となっておりますが、その赤字分を沿線市町三億円で補填、岐阜県が五千二百万円、近鉄が約五億八千六百万円補填しているというのが現状であろうかと思えます。収益の九八％が旅客運賃であることから、利用客が今の倍になれば赤字が解消するとの認識でよろしいか。また、旅客運賃の七割は定期収入として認識してよろしいか。

二点目は、平成二十五年度の支出総額十九億四千万円のうち、人件費が三二％、路線維持費が五八％、動力費が六％、社員約百名です。一人当たりの平均の人件費は六百から七百万円になるというふうになると試算しましたが、町として養老鉄道活性化協議会としても、近鉄にさらなる経費節減策を講じてもよいのではないのでしょうか、その考えについて伺います。

三点目は、烏江駅の利用客数は減ってはおりません。今や養老町内の三駅で最高の客数となっていると思えます。さらに、養老鉄道沿線の高校では、該当する駅から徒歩で通う高校では、利用生徒の減り方が他校に比べ少ない傾向にあることから、通勤・通学ラッシュ、ぜひとも養老駅着七時三十三分は一両ふやしていただきたい。当然のことであろうかと思えますので、その点もう一度お尋ねします。

四点目は、広報「養老」九月号では、近鉄養老線を使つてのイベント案内折り込みが、そして各自治会館の窓口には海津市でつ

くられておりますこういったイベントが、池田町、海津市とも非常に積極的に展開されているわけですが、町としても春夏秋冬、四季としての継続可能な単発的な取り組みも非常に大事かと思えますし、駅周辺を例えればクラインガルデンなどの施策と合わせたような恒常的な施策も求められていると思えますが、その点について伺います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ちよつと早かったので、質問の理解に誤りがあれば失礼させていただきますと思います。

決算から見ると、利用状況が倍になれば赤字は解消されるのではないかと御質問でございますけれども、単純に倍になればそれで赤字解消というわけにはいかないというふうに思います。倍になるということは、単純にふえるということになればそうかもしれないけれども、その分の若干の経費はかかってくるだろうと思えますが、ただ、利用増になれば赤字は明らかに縮小するというところでございます。

それから、七割が定期ということでしたが、私は先ほどの答弁の中で、八割が定期による収入だというふうに答えたこと認識しておりますけれども、さらなる経費削減を求めていくのは当然のことだというふうに考えております。

ただ、近鉄本体の決算というものが上がつてきませんので、養老鉄道そのものでございますから、ただ、その辺のところを近鉄のほうへの支払い、それから近鉄のほうの意見等を求めるような形で、やはり経費の削減を求めていくということも一つの手段かなというふうに思っております。

それから、車両の増設でございますけれども、この点について、やはり養老鉄道にも問い合わせたところでございますが、車両の

やりくりというようなこともございました、養老線だけでなく揖斐線との兼ね合いもございますので、もちろん要求はしていきますけれども、今回の回答としては、なかなかちよつと車両のやりくりというのは難しいというような返答をいただいております。

また、町としてのイベントでございませけれども、やはり養老公園を抱える養老町としましては、春夏秋冬それぞれに自然豊かでございます。当然そういったイベントを今後も続けていく必要があるかと思ひますし、やはり来る二〇一七年に向けての改元一三〇〇年に向けて、さらなる魅力のあるイベントを行っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 年間の赤字額を利用者を倍にして解消させるというのは、人口動態から見ても大変厳しいというふうに思ひます。さらに、県にも増額を働きかけるとともに、大垣市を中心に、沿線市町が財政支援でぜひとも知恵を出し合うとともに、養老町としてもイニシアチブをとり、積極的に養老鉄道活性化協議会で発言していただきたいというふうに思ひます。

最後になりますが、乗車したときの高校生がこんな話を私にしてくれました。

養老三駅から乗るほとんどの高校生は、年間で定期券を約六万円で購入している。三年間一度も座ることなくぎゅうぎゅう詰めで憂鬱な時間を過ごすことが腹立たしいし、「おかしくないですか」、おかしくないですかというふうなのはやりの言葉で話しております。

三件目は、介護保険の制度についてですけども、ちよつと十分ではとても難しいと思うので、これは次回に送らせていただき

たいと思ひますので御了承ください。

○議長（田中敏弘君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時十五分といたします。

傍聴者の皆さんは、大会議室にお茶の用意をしておりますので御利用ください。

（午前十一時〇〇分 休憩）

（午前十一時十三分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き再開いたします。

次に、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、二項目について質問させていただきます。

最初に養老サービスエリアスマートインターチェンジ事業連結許可後の進捗状況について伺ひします。

養老町の北の玄関口になるスマートインターチェンジ設置の件につきましては、特に河北地区住民の皆様方の関心が非常に高く、私もその進捗状況等について期待を持って重視しております。

かねてから設置が検討されてきた養老サービスエリアスマートインターチェンジについては、去る六月十一日に、国土交通省から名神高速道路への連結許可がなされ、平成二十八年十二月の完成目標年度が示されたところであります。

養老町としても、これは事業進捗の一つの節目であり、いよいよ設置事業が本格化するものと受けとめております。これまでの関係者の御苦労に対し敬意を表するとともに、これからも関係地区との調整に万全を期し、お互いに納得して事業を推進いただけ

るものと期待しております。養老改元一三〇〇年祭というビッグイベントとあわせ、このスマートインターチェンジ設置が地域振興の起爆剤として機能することを心より願うものであります。

ただ、スマートインターチェンジ設置が計画どおりに平成二十八年十二月完成を目標とするのであれば、関係者との調整のための時間はほとんどないと言っても過言ではありません。目標達成のためには、官民一体となり、事業化に向けて体制を整備すべきと考えております。

関連事業でございます象鼻山大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会は、平成二十五年八月十二日、養老町役場にて総会が開かれ、会の名称を橋爪大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会と改め、橋爪大橋の建設促進へ目標を転換すると、平成二十五年八月十五日に新聞報道されました。

そこで、五点について町長の見解をお伺いします。

一点目、限られた時間の中で、町当局、関係行政機関、NEX C〇中日本と関係する地元住民との密度の濃い対話をするためには、養老改元一三〇〇年祭と同様、町組織に専門部署を置くことが効率的と考えられます。養老サービスエリアスマートインターチェンジ推進のために、専門組織を町行政組織に設ける考えはありますでしょうか。

二点目、国土交通省による連結許可後におけるスマートインターチェンジ設置事業の進捗状況と関連事業も含め、県道養老・垂井線と県道南濃・関ヶ原線を名神高速道路と牧田川を超えて結ぶ、（仮称）象鼻山大橋の構想が牧田川の左岸と右岸を結ぶ（仮称）橋爪大橋架橋構想に変更になった経緯と今後の予定を具体的に聞かせください。

三点目、スマートインターチェンジが設置される橋爪地区の一

部の住民の皆さんから、当初の想定と大幅に計画が変更され、地元の生活環境、交通安全確保について理解されていないとの声があるようですが、当初どのような計画が示され、その後どのような変更がなされたのでしょうか。それは、連結許可前と連結許可後でどのような変更がなされ、スマートインターチェンジ設置対策協議会及び地元説明会はいつ開催されましたでしょうか、お伺いいたします。

四点目、スマートインターチェンジ設置については、将来にわたり住民に多大な影響が及ぶ施設であることから、地元地区の十分な事前調整が必要であります。

町におかれましても、その点に抜かりはないと思っております。平成二十五年三月十一日付、スマートインターチェンジ設置対策協議会より提案された九項目の地元要望の回答について、対策協議会、また地元の皆さんと十分な対話がなされていると理解してよろしいのでしょうか。

先ほど申し上げたとおり、橋爪地区では一部の事業実施に影響を懸念する声が出ているやに聞き及んでおります。念のため、町長の現状認識と今後の対応についてお伺いいたします。

五点目、スマートインターチェンジは、アクセス道路が整備されてこそ、その十分な機能が発揮できるものと考えております。このスマートインターチェンジは、隣接する大垣市、垂井町にも大きな影響が及ぶものであります。現在、どのような話し合いがなされているのでしょうか。話し合いがなされているのであれば、具体的に何をどのよういつまでなされようとしているのか、お示しください。また、関係する橋爪地区、日吉全地区とはどのような調整がなされているのでしょうか。これまでの経緯を踏まえてお知らせください。どこかが犠牲になるような調整ではないと

信じておりますが、どう理解してよいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の御質問にお答えをいたします。

養老サービスエリアの連結許可後の進捗状況ということでございますけれども、今回六月十一日に国土交通大臣から町に対して、養老サービスエリアスマートインターチェンジの連結許可書が交付され、平成二十八年十二月の供用開始を目指して、本体工事やアクセス道路整備などが事業着手することとなりました。

また、東海環状自動車道西回りルートの養老ジャンクションから養老インターチェンジ間の工事についても、二〇一七年の養老インターチェンジの供用開始に向け、橋梁下部工事が着工されることとなり、施工に先立ちまして、先般九月十七日には国会議員や国土交通省、NEXCO、地元関係者など多数の御来賓をお招きし、養老町主催による着工式が挙行されたところでございます。これによりまして、数年後には本町北部並びに中央部の玄関口として二つのインターチェンジが供用を開始することとなり、物流・観光など本町の発展、振興に多大なる貢献をするものと大きな期待を寄せているところでございます。

こうした中、国土交通省岐阜国道事務所から、養老町の振興発展に対して莫大な国費が投じられることに鑑み、今後事業を円滑に推進していくためにも専門組織が必要ではないかという要請もありましたので、町といたしましても、事業推進の中心となる専門部署設置の必要性は十分認識しておりますので、今後慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

二点目でございますけれども、象鼻山大橋が橋爪大橋という名称に変わったという経緯でございますけれども、連結許可後から

現在までの進捗状況といたしましては、橋爪地区との連絡調整として、二回の対策協議会の検討会と七月十三日に地元説明会、私も出席させていただきました。

また、中日本高速道路とは、養老スマートインターチェンジに係る基本協定書と設計等に係る債務協定を交わしたところでございます。

「象鼻山大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会」が「橋爪大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会」と名称が変更になった経緯でございますが、象鼻山大橋の構想が、県道牧田・室原線から名神高速道路牧田川を越えて、主要地方道南濃・関ヶ原線に至る長大橋であり、平成十一年の発足以来、県に要望活動を行ってまいりましたが、事業採択という結果に結びついておりません。

この一因といたしまして、長大橋による事業費の課題があり、高田橋や烏江橋のような牧田川の右岸と左岸を結ぶコンパクトな橋として事業費を抑える考えで要望活動を行っていくことといたしました。

また、養老スマートインターチェンジに直結する橋でありますので、西濃地区西部を縦断する大動脈となり、地域活性化に大きく寄与する橋として養老スマートインターチェンジのアクセスに一段と便利になることは、建設促進期成同盟会としての新たな大きな目標となりました。

このようなことを踏まえ、「象鼻山大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会」から、「橋爪大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会」に名称を改めて、新しく活動を進めていくことといたしました。

三点目の御質問でございます。

地元説明会を開催されたかということでございますけれども、

平成十九年十一月に日吉地区からスマートインターチェンジ設置要望がなされましたので、平成二十一年六月に養老サービスエリアを利用してのスマートインターチェンジ設置検討が始まりました。

整備計画等については、関係機関の国土交通省、中日本高速道路株式会社、岐阜県公安委員会等と整備計画案としてスマートインターチェンジ本体とアクセス道路について協議を行いました。協議を進める中で、インターチェンジ本体とアクセス道路についての最終案として、日吉地区準備委員会に御説明した計画が現在橋爪区へ事業説明をした際の計画であり、当初の計画と大幅に変更されるといったことはございません。事業計画の内容は当初からのものであり、連結許可前と連結許可後に変更したこともございません。

次に、スマートインターチェンジの計画に当たり、地元との協議の場として、日吉地区準備委員会、これは日吉区長会長、橋爪全区長、農業委員会等に計画説明をいたしました。これは二十四年二月、二十四年八月、二十四年十月の三回でございます。

また、連結許可申請前には、橋爪地区の地元説明会として二十四年十一月に行っております。この後、橋爪地区では、養老サービスエリアスマートインターチェンジ対策協議会が結成され、これより後については、この対策協議会を窓口協議を行ってまいりました。

連結許可申請後につきましては、先ほど申し上げましたように、二回の対策協議会と七月十三日に私も参加しての地元説明会を行っております。

次に、四項目の質問でございますけれども、橋爪地区での地元説明会に当たりましては、養老サービスエリアスマートインター

チェンジ設置対策協議会が立ち上げられましたので、現在までこの対策協議会を中心に協議をしております。二十五年三月には、この対策協議会から要望書が提出され、文書で回答をいたしました。この要望書の回答につきましては、町としても誠意を持った回答でお答えをしたつもりでございます。

また、七月十三日に地元説明会、先ほど申しましたが、私も出席して私自身が、事業の推進に当たっては今後とも地元との協議を行い進めていくというふうにお話をさせていただきました。

五項目の、大垣・垂井との協議内容でございますけれども、養老サービスエリアスマートインターチェンジの整備効果が、大垣市や垂井町に及ぶことは両市町とも御理解していただいております。平成二十五年二月に開催しました養老サービスエリアスマートインターチェンジの地区協議会においても、積極的な賛成同意がありました。事業協力については、現在のところ具体的な内容についての協議等をしていくわけではございません。

次に、スマートインターチェンジへの乗り入れには、アクセス道路を利用していただく対策をとりますけれども、実際には付近の道路を通行されることも考えられます。この点については、橋爪区からも地区内の交通安全に配慮した対策を要望されており、今後の交通状況の変化に合わせて対応してまいります。

また、地元との協議の経緯は、先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） もう少し具体的にお答えをいただきたいので、三点について再質問させていただきます。

一点目、どのような事業でも、町民全体を対象とする説明会を

全てに実施することが必要とまでは申しませんが、今回のスマートインターチェンジ設置については、やはりもう少し丁寧に説明されたほうが事業がスムーズに運ぶものと考えます。事業導入にはプラス、マイナスの両面が考えられます。交通混雑への防止策とマイナスの側面への対応は当然であります。プラス面、例えば先進的産業等企業誘致、それに伴う雇用の創出、夢のある計画も含め、どのような産業振興を図ろうとしておられるのでしょうか。対策協議会、地元橋爪地区はもちろんですが、日吉地区全体を含めた河北地区の住民の方々に、それらを含めて説明されるのはいつごろになるでしょうか。

二点目、対策協議会からの要望書について、町としては誠意を持った回答をしたと答弁がございましたが、地元対策協議会では橋爪地域振興計画、また橋爪地域再生計画を策定し、計画の中に道の駅を設置し、食育、地産地消の拠点として農業の活性化を図るとの要望に対して、養老サービスイリアが道の駅の機能を有している、養老サービスイリアを利用するよう、関係機関と協議を進めていくと聞き及んでいます。地元地区は農業地帯でございます。養老サービスイリア内の道の駅ではなく、アクセス道路の沿線に道の駅を設置してほしいと望んでおられますが、どのようにお考えですか。

三点目、大垣市、垂井町とは具体的な内容について協議等はないとの答弁であったかと思いますが、二十五年三月議会で両市町から大きな期待と早期の供用開始について要望があったとお伺いしています。両市町との連携を深めるためにも、早期に具体的な内容について協議を始める必要があると思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 日吉・河北地区の説明はいつごろかという

ような質問かと思いますが、養老サービスイリアスマートインターチェンジの整備は、期待される整備がたくさんあり、将来を見据えたまちづくりを進めるには欠くことのできない施設でありますが、反面、地元橋爪地区では、交通状況の変化や環境悪化等が懸念されております。この点からも、まずは地元橋爪地区との協議を第一と考え、誠意を持って対応し、事業について御理解を得てまいりたいと思っております。地元橋爪地区の御同意なしに計画を進めたり、日吉・河北地区の説明会を行うことはできませんので、地元橋爪地区の御同意を得て、具体的な計画が立った段階で、日吉・河北地区の説明会も開催してまいりたいと思っております。

それから、道の駅の設定ということでございますけれども、道の駅という意味合いが、その地域の特産物などの農産物特売所という施設であれば、地産地消の拠点としても農業の活性化の施設としても大きな期待ができますので、検討をしてみたいと思います。

それから、大垣、垂井との連携ということでございますが、大垣、垂井両市町とも、養老サービスイリアのスマートインターチェンジの整備には大変期待をされております。今後、両市町とは道路整備等協議を進める必要があると思っておりますけれども、地元橋爪地区との協議中でございますので、両市町との協議につきましては、これにきちんと対処した後において、責任を持って私が対応してまいりたいというふうに考えております。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 河北地区の説明ということを私は申し上げましたが、基本的にはやはり橋爪地区の同意を得てからという

ことが本当の筋道かと思えますので、なるべく早く橋爪地区の皆さんの御理解を得て、私たちのほうにも説明していただくことを望んでおります。

道の駅については、利用検討をするということでございますので、住民の皆さんの御意見もよく伺われながら検討していただきたいと思えます。

最後になりましたけれど、平成二十六年四月、建設課の中に、スマートインターチェンジ養老インターチェンジ建設推進室（仮称）を設置し、専門部門として事業を推進していくと答弁をいただきました。ぜひ専門部門に地権者及び関係者、地元の要望も踏まえながら事業を積極的に推進していただくことを期待しております。

また、日吉地区全域を初めとする河北地区の住民の方々に進捗状況について、地域の御理解と御協力を得ながら、早急に開催されることをお願いしておきます。

九項目の要望に対する企業の誘致、雇用の創出が盛り込まれていますので、ぜひ積極的に推進していただきたいと思えます。言うまでもないことですが、スマートインター設置にあわせて、当該予定地周辺に道の駅等の民間の事業も誘致、アクセス道路整備に伴う各種の公共的事業の誘致も考えられます。目に見える形で養老町の地域振興につながるものと決意のもとで、強力な事業推進をお願いいたします。一点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、総合窓口についてお伺いします。

役所における住民サービスの向上は、近年における自治体改革の主要テーマとして各自治体で議論がなされ、実行されているところであります。養老町においては、町行政経営改革プランに基

づき、計画的に改革を進めておられ、窓口業務の利便性の向上を図るため、総合窓口の設置を初めとする行政組織機構の再編が行われました。職員には、意識改革を図るため、住民視点でスピード感を持って積極的に取り組むよう指示され、住民視点からさらなる行政経営改革を進めていくと施政方針で述べられております。

平成二十四年五月二十一日より、税務課、住民人権課、健康福祉課で、総括は住民人権課が担当であり、現在日々の業務の体制は住民人権課及び健康福祉課の職員がフロアマネジャーとして適宜交代し、対応されております。課の割り当ては、住民人権課が月・水・木曜日、健康福祉課が火・金曜日とされています。開設してからの体制の見直しはないと伺っております。機構改革の一環として役場に総合窓口が設置され、来庁者のニーズに応えるべくワンストップサービスが提供され、役所の意識改革も一歩踏み出したという意味においては努力は多とするものでありますが、そこで、このサービスを含んで以上に充実させていくべきとの思いから二点質問させていただきます。町長のお考えをお尋ねいたします。

一点目、来庁者の主な利用内容と現在の利用状況をお示しくだけさい。

二点目、フロアマネジャーの職務内容をお示しくだけさい。担当職員の配置状況について、町民の皆さんからいろいろな御意見が寄せられております。的確なアドバイスを得るため、ベテランの職員に担当してほしいとか、ソフトに対応してくれるから女性の職員がふさわしいとか、職員の勉強のためにも若手職員がやるべきだとか、いろいろな考え方があります。この意見の中で見逃せないのが、役職者をもっと重要な職務を担っているはず、役職にふさわしい仕事をしてもらうべきという御意見でございます。



私自身は、役所におけるサービス向上は重要な業務と考えております。総合窓口のワンストップについて、どのような職員を配置するのが適切とお考えでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の二番目の質問について、まず第一点が、来庁者の主な内容と利用状況ということでございますが、来庁者の皆様が利用しやすく、席の移動を最小限に抑えて、可能な限りワンストップで総合的に行政サービスを提供する総合窓口業務を昨年の五月二十一日から一階東フロアの住民人権課を中心にスタートしまして、一年半が経過しようとしているところでございます。

総合窓口に来庁される方からは、全ての課の場所や利用内容についてのお尋ねはございますけれども、一人一人の御用件を集計いたしておりますので、何が主なものは把握していない状況でございますが、住民人権課での住民票等証明書の交付及び健康福祉課の業務に対する内容が大半であると認識しております。利用状況といたしまして、ここ一カ月間の住民人権課の窓口業務状況では、証明書等の交付が千四百六名、パスポートの申請・受理が百二名、出生・死亡等届け出が二百九十名、国民健康保険・国民年金等相談業務が三百二十四名となっており、一日平均で九十三名の方が利用されている状況でございます。他の部署に關係するもので簡易的な申請等の業務につきましては、その都度担当職員に来てもらい対応しております。

それから、質問の二番目でございます。

人員配置の問題だろうというふうに思いますが、フロアマネジャーの職務内容及び職員の配置の人は適切とお考えかということでございますが、フロアマネジャーは、来庁された方の御用件

に依じて各担当課のフロアへの御案内をし、住民人権課を御利用の方には証明書等の申請の場合には申請書の記入補佐、パスポートの申請等についてはパスポートの窓口以案内をし、また婚姻・出生・死亡の届け出と国民健康保険・国民年金等の相談の場合には発券機の番号札を取ってお待ちいただくよう御説明をしております。

一週間の職員配置につきましては、議員発言のとおりでございます。二課が曜日により、これは住民人権課が月・水・木、健康福祉課が火・金を担当しまして、健康福祉課は職員が適宜交代をしております。

住民人権課はフロアマネジャーと証明窓口の二つのポジションがあるため、フロアマネジャーは主査以上の七名で証明窓口を担当、それ以外の五名で、残りの三名でパスポート、届け出、国保・年金の窓口を担当しております。

新たな行政サービスの取り組みとしてスタートしたフロアマネジャーには、町全体の業務に対する知識、瞬時の判断能力、接遇態度等総合的な能力が求められることから、係長級である主査以上で人選を行い実施してまいりました。

しかし、他の職員についても、さまざまな経験を積み重ねるためにも、シフトを組むように見直しをしていきたいと考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君）

総合窓口の利用状況について御答弁をいただきました。

一点目は、利用者は一日平均九十三名とお伺いしましたが、予想より多いのか少ないのか、また予想どおりの利用状況だったの

か。職員配置にも影響があると思いますので、どのような受けとめ方ででしょうか。

二点目、国民健康保険、国民年金等相談事業が三百二十四名あると伺いました。具体的な相談内容はどのようなことがありましたでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）

利用者は予想より多いのか少ないのかという一点目のほうの質問でございませけれども、この点につきましては、これまで経験のない新たな取り組みとしてスタートするという観点から、対応の不手際等の混雑等を予想しておりましたが、想像以上のものはございませぬでしたが、接客する認識がまだまだ不十分であると現在考えております。

利用者がふえるといったことは、やはり今までの必要な方が行政を御利用になるということですので、総合窓口ができたからということの利用者が多くなるということはないと考えております。やはり一番大切なのは、接客に対する認識をもう少し高めて、より満足度の高いサービスをしていきたいというふうに思っております。

それから、二番目の御質問でございませけれども、具体的な相談内容ということではございますが、特に国民健康保険の資格取得・喪失、それから高額医療請求手続、国民健康保険税の算出方法、また未納相談、保険証の紛失、国民年金の不支給分請求、必要書類の確認、障害年金の受給資格、この手続の方法及び多々の業務が主なものでございます。こういったものについては、高度な知識も要するという点と、一般の方ではなかなか理解しにくいというところもございまして、総合窓口で若干の説明をし、担当課が詳しく説明するというようなことで好評を得ておるとい

識ではおります。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 職員の担当配置につきましては、ほかの職員についてもさまざまな経験を積み重ねるためにもシフトを組むように見直しをしていきたいということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後になりましたが、総合窓口設置の目的、実施方法、その他についてもっと積極的にPRすることにより、住民、職員それぞれがお互いの考え方を理解することができ、納得できる窓口対応となるのではないのでしょうか。

町行政経営改革プランの中で、全職員が常に接遇を意識し、住民に接することができるよう、研修を生かした方策を検討するとあります。管理者ばかりではなく、瞬時判断能力を持つ職員の養成も大切かと考えます。住民サービスのさらなる向上を図るために、職員の育成に御尽力いただきますようお願いしております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中敏弘君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を

終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

（午前十一時五十三分 休憩）

（午後 〇時五十九分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

まず、一般質問に入る前に、町長より午前中の早崎議員の質問に対する答弁の一部を訂正したいとの申し出がありますので、こ

れを許可します。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 午前中の早崎議員の御質問の中で、スマー  
トインターチェンジの共用開始の目標年次を、平成二十八年の十  
二月とお答えしたようでございます。

正しくは、二十七年の十二月でございますので、訂正をしてお  
わびを申し上げます。

○議長（田中敏弘君） 次に、三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 議長より発言のお許しをいただきましたの  
で、通告に従いまして、二点について質問をいたします。

初めに、薩摩義士の関連行事の参加についてでございます。

皆様は御存じのように、薩摩義士は木曾三川を初めとします近  
隣町村の河川の治水事業に莫大なる工事費と尊い人命をささげら  
れ、今、我々が水害から守られていると、礎となっておると、貢  
献者であるというのを言っても過言ではないというふうに思われ  
ております。

当町におきましては、この薩摩義士の関係は、池辺村の山田貞  
策さんという方が大正の十四年に薩摩義士の顕彰会の設立をされ  
たり、昭和三年には、工事の本部であった現在の大巻の役館跡に  
平田鞠負公の記念碑の建立、また昭和九年に自宅で銅像を建てら  
れたんですが、それも後に役館跡のほうへ移設をなされ、地元で  
慰霊法等行われてきたというのが実情でございます。

この山田貞策さんという方につきましては、大巻の高柳に明治  
時代に池辺の村長、また県議会の議員というような、若いころか  
らそちらのほうに精通をした方だというふうにお聞きをしてお  
ります。

現在では、薩摩顕彰会は会長は町長でございます、町が主体  
となり薩摩義士の関連行事が行われておるといふふうに認識をし  
ております。

また、関連でございますが、薩摩義士の踊り保存会、こういっ  
たことにおきましても、町全体で守り保たれておるといふこと  
でございます。

町政の五十周年、このときには各小学校の運動会、そういった  
催しに子供たちが薩摩義士の踊りを踊ったというふうに関き及び  
まして、薩摩義士の偉業を町全体で認識したというふうに関き及  
んでおります。

しかしながら、薩摩義士の踊りにつきましては、地元の池辺幼  
稚園、池辺小学校、笠郷小学校というのみというようなことでお  
聞きをしまして、少し寂しさを感じておるわけでございます。

それとまた、平田鞠負さんの法要、これは毎年五月二十五日に  
鹿児島で行われております。毎年だそうでございますが、海津市  
におきましては霧島市と提携都市というようなこともございまし  
て、市長初め議員団と小学生、中学生、高校生、総勢三十名ほど  
の参加で法要を営んでおるといふふうでございます。

また、大垣市も副市長と議員団、輪之内町でも町長と議長に議  
員数名の参加であったというふうに関きしております。

当町では、本年、副町長、副議長、池辺代表三名、中学校長二  
名、生徒四名と事務局というところで、十二名の参加であったと思  
います。養老町としての薩摩義士のかかわり方の中で友好関係  
を深める意味において、少々疑問を感じる人数ではなからうかと  
個人的に思うわけでございます。

そこで一つ目のお尋ねをいたします。

来年は薩摩義士の法要も二百六十年だと記憶しておりますが、

節目の年だと聞いております。ぜひ鹿児島での法要の参加はことしよりも増員をしていただいて、また鹿児島との新しい交流を深める事業を発掘・推進していただき、養老町としての薩摩義士の偉業を唱えるさらなるあかしというようなものとしてはどうかということ提案をしたいと思います。

次に、関連でございしますが、薩摩義士の養老町における施設でございします。

幾多ございしますが、そちらの施設の管理は、従来から近隣地区の住民の有志の方がボランティアで定期的に清掃、除草はもちろんでございしますが、周辺の環境美化にも考慮をしていただき、隣地の畑を利用した花壇づくりにも尽力をしていただいております。

また、鹿児島への慰霊祭の参加も、池辺代表で毎年三名を推薦し、町の代表として参加をお願いしておるのが現状でございします。しかしながら、今年度より施設の管理費として花の苗代等に充てておりました補助金、それに先ほど申しました町の代表として鹿児島島の慰霊祭に交代で池辺代表が三名参加しております、その費用の一部も削減をされました。従いまして、その方々は一部の実費を支払いながら慰霊祭の参加という形になったわけでございます。ですから、現在では、来期からそういった池辺代表の参加の要請に不安を抱いておるといふ実情でございします。

そこで、この部門についてもお尋ねをいたします。

慰霊法要や関連施設での行事を開催する際には、事前に現場の清掃、除草、これは不可欠でございします。常に管理していただいている方への配慮としての補助金と、また、薩摩義士をたたえ、交流を深める意味から、鹿児島へ行っていた方への参加費の一部補助金の削減、この見直しを検討をお願いしたく、考えられませんかということでお尋ねをしたいということでございます。

補助金の一律のカットではなく、必要性の薄いもの、またそうでない必要性の高いもの、そういったものを十二分に再度仕分けをしていただきまして、見直しをお願いしたいと考えておりますが、お考えをお答え願います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 大橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

前に、この問題は生涯学習の問題でございまして、教育長が答弁するかと思いますが、本日欠席でございしますので、私のほうから御回答をさせていただきます。

第一点目の参加人数の問題等でございますけれども、鹿児島と岐阜との交流ということで、薩摩義士の偉業による精神的なつながりをきずなといたしまして行われているものでございします。その範囲は自治体間の交流にとどまらず、学校間や民間団体など、さまざまな団体が観光やスポーツ、教育、医療など多くの分野で互いに支え合えるような関係を築いてきております。

養老町といたしましても、毎年、鹿児島県薩摩義士顕彰会が主催する慰霊祭には、町代表だけでなく、町議会、町教育委員会、地元中学校教諭、中学生のそれぞれから代表に参加をいただいております、さらには鹿児島市教育委員会の協力を得て、両中学校生徒同士の交流を深める事業もあわせて実施しております。

また、これらの交流事業以外にも、養老ライオンズクラブが独自の交流を続けておられると聞いております。

このような、鹿児島との交流を深め、それぞれのよさを共有しあうことは、養老町の発展のために非常に重要なことであると認識しております。

そのため、今後は鹿児島県の薩摩義士関連行事への参加だけで

なく、鹿児島市立中学校の生徒を養老町に迎えての交流事業など、幅広い分野で交流関係を深めることができる方法を検討し、参加拡大をしていきたいと考えております。

二点目の補助金の問題でございますけれども、養老町における薩摩義士関連史跡の維持管理、薩摩花壇の運営は、地元の薩摩義士に対する報恩感謝に根差して行われるものであり、そうした活動を通じて薩摩義士の偉業と崇高な精神を長く後世に語り継いでいくことは、養老町にとっても重要なことであると認識をしております。

そのため、町といたしましたとしても、薩摩義士関連史跡の維持管理や薩摩花壇の運営への支援を続けてまいりました。

しかし、昨年度、養老町行政経営改革プランに基づき、補助金や交付金等の本来のあるべき姿にするため見直しの基準等を作成し、全ての補助金等について検証し、その適正化を図りました。その結果、平成二十五年より、鹿児島県薩摩義士頌徳慰霊祭の一般参加者については、必要な経費の一部、地元一般参加者の宿泊費と交通費及び参加者の食事代等を負担していただくこととさせていただきます。

また、薩摩義士関連史跡の維持管理においても、こうした状況を踏まえ、養老町全体の統一的な観点から支援のあり方などを検討した結果、若干ではありますが補助金は減額となりました。

しかし、今後も公益性のある事業には積極的に補助を行ってまいりたいと考えており、事業費に対する補助制度は設けておりますので、この制度を活用していただきたいと考えております。

補助金の見直しということで、カット、カットという言葉が先行いたしますけれども、見直しの視点等のパンフレットもござい

ますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） もちろん観光やスポーツ、教育、医療などの多くの分野で支え合う関係を築いているというお答えでございました。

もちろん交流事業で幅広く友好関係を組まれるという趣旨は得策だと私も思っております。

先ほども申し上げましたが、海津市は、姉妹都市で霧島市というようなことでございます。ぜひそういった関係でも、養老町も積極的にというふうに思っております。また関ヶ原は、戦跡踏破隊というようなことで、鹿児島島の小・中学生を招き、薩摩義士のお参りをしてから海津から関ヶ原の山を歩くというような交流をしておるようでございます。また、先ほど町長もおっしゃいましたが、養老ライオンズでございますが、こちらも鹿児島島の慰霊祭での法要の参加やら役館跡にまた記念碑等の建設、そういった計画もしておられるようございまして、いろんな形での積極的な交流、推進事業が行われておることと、町もさらなる前向きな姿勢を望むものでございます。

再質問でございますが、薩摩義士の偉業を後世に語り継ぐというようなことの中から、先ほど私も少し触れましたが、町全体の小学校等で薩摩義士の踊り、そういったものを実践していただきながら、薩摩義士に対する学習の材料として後世に語り継ぐというような方法論はどうでしょうかということでございます。また来期は薩摩義士の鹿児島への法要は増員をしていただいて、ぜひ町長、議長みずからが参加をしていただきたいと期待をしておりますので、御返答を願います。

補助金のカットの回答でございますが、少しつけ加えますが、施設の管理については、現在幅広く他の市町村からも訪れる人が多くなっております。従いまして、除草や環境美化、これは重要な課題でございます。

花壇につきましては、花の種代、苗代、こういったものも必要となります。労務については町長言われるとおり、報恩感謝であるということとは認識しますが、やはり顕彰会は池辺地区だけのものではないと、町でもあるんだというような認識を再度していただきまして、補助金の見直しの検討を前向きにお願いをしたいと思います。

この件につきましては、近くほかの事業の絡みもございまして、いろいろな形で検討願うと思っておりますので回答は要りません。

以上二点でお願いします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

薩摩義士の顕彰を町全体でということでございますけれども、言うまでもなく町主催でということでは町全体ということではございますが、そこへの参加はやはり池辺地区が中心ということとは理解をしております。

池辺地区の踊り保存会のほうから、その方たちもあわせて、他の地区の方々といわゆるこの一三〇〇年祭に向けて、養老町の踊りを統一的にしていこうというような動きがございます。その中にもちろん薩摩義士の踊りも入っているわけでございます。こういったものを通じて、小・中学生、それから一般の方々にも、そういった普及を図っていきたいなというふうに考えております。

また、鹿児島への訪問ということでございますが、もちろん私が訪問させていただくということでございます。一昨年はちよっ

と私も行かせていただいて、ことは日程の調整がなかなかだったので副町長に行っていたということでございます。こういった人選についても、来年度、二百六十年という節目の年ということもございまして、あわせて考えていきたいというふうに思っています。

また、環境美化等の問題でございますが、苗代、種代、当然こういった公共性のあるものについては補助金を事業費として補助をさせていただくということでございますので、どうかカットするということではなく、事業として興していただきまして申請をさせていただければ、それについて補助をさせていただきますというところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 前向きな姿勢ということで期待をしておりますので、よろしくお願いします。

それでは次、二つ目の質問に移らせていただきます。

防災基地の計画構想についてでございます。

昨今の気象でございますが、先ほど来話に出ておりますが、養老町におきましても九月四日の雷雨、豪雨、また台風十八号の被災というようなことで、気象上見られるように昨今では異常気象というような状況でございます。報道によりますと、過去には経験したことのない降雨量とか豪雨だとか、また一瞬に降るゲリラ豪雨だとか、そんな報道がなされ、一瞬にして水害をもたらす状況というようなことで、我々水害の経験を持っておりまして池辺地区におきましては一日でも早く要望をしております、建設を待ち望んでおります揖斐川沿いの大巻地内の防災基地でございま

す。

現在、国・県の予算がほぼ確定をされ、先般も地権者立ち会いのもと、官・民境界の確認が行われたところでございます。

その件につきまして、今後における進捗状況と、わかれば計画スケジュール、また国・県の施設建設の構想と、町の負担で行わなければならない施設もございます。そういったものの建設計画もわかる範囲で結構でございますが、お聞かせをお願いしたいという質問でございます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

今、池辺地区に要望の防災基地につきましては、国の事業決定がされ、本年度より木曾川上流事務所で防災基地ではなく防災拠点として整備が進められることになりました。本年度は用地買収が予定されておりまして、現在は買収に向けた用地測量の作業が進められております。

河川防災拠点は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬入・搬出やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものであり、洪水時の現地対策本部や一般住民の一時避難場所としても活用されます。このような目的を持って、国と町で連携を図り、整備計画を協議し、河川防災拠点の整備を一体化して進める中で、国の施行分と町の施行分については、現在調整をいたしているところでございます。以上でございます。

〔三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 私も考えますには、水害対策として重要視をされる施設というようなことの中で、最低限、避難場所の確保

と水防資材及び機材の備蓄場と緊急患者搬送用のヘリポートという三点がどうしても必要不可欠というふうに考えておりました。今、町長の返答等をお聞きしますと、国・県と検討しながら町の配分、県の配分、そういったことを配分をさせていただいておるというお答えでございました。従いまして、備えあれば憂いなしというふうに言われるように、この機会にぜひ前向きな検討、結論を出していただきまして、立派ではなくていいですけども、利便性の高い、安心で安全な住みよい地域づくりになるような対策の実践をお願いして、質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、三番 大橋三男君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 議長の許可を得ましたので、養老サービスエリア、スマートインターチェンジについて質問いたします。

この計画については、以前より河北の要望事項、また一般質問でも何度も取り上げられてきたところであります。

国では、前民主党政権のとき、全国で約百三十カ所のスマートインター設置計画がなされ、当町においてもこの時期を逃したら設置できないと聞いております。岐阜県下においては、岐阜市、安八町、養老町の三カ所で設置申請がされ、いずれも連結許可がおりたところであります。

地元の日吉、橋爪地区においても、養老サービスエリア内のスマートインター設置計画内容を検討するとともに、橋爪地区の開発と住みよいまちづくり対策を目的として、平成二十四年十二月に、養老サービスエリアスマートインター設置対策協議会を立ち上げ、スマートインターの設置に向け何度も協議しているところ

であります。

スマートインター設置においては、養老町全体の発展を考えますと、当然必要不可欠なものです。地元の協議を幾度となく進めてまいりますと、メリットよりもデメリットになるうかという点についての課題が協議の対象となつてまいりました。

そこで、地元の協議内容をまとめ、町長に質問いたします。

まず第一点でございますが、企業誘致と雇用対策及び道の駅についてでございますが、さきに早崎議員が質問され、早崎議員と同様ですので省略いたします。

そこで一点目として、アクセス道路及び周辺の道路整備についてであります。養老スマートインターは、下りが橋爪西にある名神高速道路の下の牧田川堤防へ通り抜けるトンネル、通常私たちではマンボと言っておりますがその南側に、そして上りはトンネルの北側に計画されております。場所については、きよの九月十九日、中日新聞の西濃版に大きく写真つきで掲載されております。大阪方面の南側、下り線については、堤防のアクセスで何ら支障はありませんが、北側の上り、東京方面は、橋爪地区の民家に建設され非常に問題視されるところであります。

そこで道路整備として、一に、上りスマートインターの設置に伴いアクセス道路の拡幅及び道路両側に歩行者の安全を考慮し歩道を設置することについて、二に名神北側の安久、川瀬木工所さんからサービスエリア北側までの村前道路の整備及び速度規制について、三にアクセス道路以外の通行量もふえると考えられるところがたくさんあると思います。周辺道路の整備についてはどうでしょうか。

それから、以前は象鼻山大橋として計画されておりましたが、現在はサービスエリアスマートインター設置に伴い、橋爪大橋と

して県への要望がされております。この橋爪大橋は、橋爪地区南の堤防から牧田川の南へ、どの地点につながるのか。予算及び時期はいつごろを予定されているのか、説明をお願いしたいと思います。

第二点として、環境保全並びに公害対策についてであります。

この問題については、対策協議会でも大きな不安材料となっております。この問題については、スマートインターの設置に伴い、犯罪の増加、そして現在の豊かでのどかな景観を損ない、青少年に悪影響を及ぼす建造物の建設や、スマートインターチェンジ関係の案内看板の設置、利用者による不法投棄などについての対策についてどうお考えか。二点について御解答を願います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） では、道の駅は省略させていただきます。第二点目のアクセス道路及び周辺の道路整備についてという点についてお答えをさせていただきます。

アクセス道路の道路幅や歩道設置等の整備計画については、今後、地元と協議を行い、進めてまいります。ただ、現段階では、両側歩道の道路として計画をいたしております。

村前道路を含めた周辺道路の整備や既設道路の速度規制等についても、スマートインターチェンジ設置後の道路状況に合わせ、町や県、公安委員会、地元等の関係者による道路整備等検討委員会を立ち上げ、整備に当たっては優先順位を考慮しながら進めてまいります。

また、橋爪大橋の整備要望についてでございますが、養老町、大垣市、垂井町の一市二町による架橋建設促進期成同盟会を通じて進めている段階でございます。また事業採択をされたわけではございませんので、予算及び建設時期については未定でございます。



ます。

設置位置につきましては、牧田川の右岸と左岸を結ぶコンパクトな橋とした要望の中で、町の希望といたしましては、下りスマートインターチェンジの出入り口になるべく近い位置での整備を要望をしているところでございます。

それから、二点目の環境保全並びに公害対策ということでございますけれども、道路騒音・振動などの公害対策については、インター開設に伴う影響を、騒音・振動の測定により環境基準等を超えることがないか監視をしていきたいと考えております。

スマートインターチェンジ開設に伴い、青少年に悪影響を及ぼす恐れのある建物等が建設される場合には、環境保全審議会に諮り、必要な事項の調査等を行いたいと思っております。

また、不法投棄対策としましては、防止看板の設置を進めるとともに、不法投棄は犯罪であるとの認識のもと、警察の協力を得ながらパトロール体制を強化し、行政と地区住民が一体となって監視、摘発していきたいと考えております。

次にアクセス道路以外の周辺の道路の考えであります。先ほど申しましたように、地区協議会に道路整備等検討委員会の中で、そういった問題も出てくるかと思っております。ですから、やはりスマートインターチェンジができた状況によりまして、交通量ともございますが、一度にするというわけにはいきまされども、優先順位をつけた形で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 再質問いたします。

地元では、スマートインターチェンジ建設については時期尚早

であり、もっともつと後の世代でもよいのではという意見もございます。

この計画が実施できない場合、現在の予算で国からのスマートインター設置の本体工事に十二億九千万、アクセス道路整備について二億二千万、総額十五億一千万は打ち切れ、今後再びこの計画が浮上しても国からの補助は期待できません。

今回設置の場合、養老町の負担分は四億一千万ですが、これが例えば次世代の、二十年後の再度設置を希望した場合、町としての負担はどれくらいになるのか、予算的な金額ですけれども、またスマートインターが設置できなかった場合は、橋爪大橋は建設はどうなるのか、再質問をいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一部住民の方の中には、もつとさきに、次の時代の者が考えればというような御意見もたしかにございます。ただ、一度連結許可がおりて、事業許可をいただいたということで、事業を二十年後に再度認可を申請をした場合でございますけれども、事業費は現時点での単価で比較いたしましたも、町負担分は、五億及び六億ぐらいの増と。現在の金額でございますけれども、現在はそういった補助制度がございまして、NEXCO主体であるということで、非常に建設する自治体にとっては有益なものということでございます。ただ、二十年先ということになると、物価等考慮いたしますと、ちよつと今の段階では申し上げることができないということでございます。

諸条件を考慮しても、今回のチャンス逃がしたら再度許可がおりるとは考えられません。これが最後で最大のチャンスであると認識をいたしております。

また、橋爪大橋の事業採択につきましても、この橋はスマート

インターチェンジの整備と一体として進められるというふうに考えております。スマートインターチェンジ設置の整備がなくなれば当然、橋爪大橋の事業採択は見送られる公算が大であります。整備が大きくおくれるということだろうと思います。

それゆえに、今度のチャンス逃がさないように十分に説明をさせていただき、地元の方々に御同意をいただき、早期に着工させていたいただきたいという思いであります。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） ありがとうございます。

私は、今の時期を逃したらこの養老サービスエリアのスマートインターの設置は、経費面で考えても、町単独では到底不可能だと考えます。今は地元の皆さんの要望に応え、同意を得ながら、養老町全体の発展につながるような養老サービスエリアスマートインターの設置が実現できますよう心より願っております。

また、現在は象鼻山大橋から（仮称）橋爪大橋が建設されております。今後は橋爪地区はもとより、牧田川の南側の養老地区においても地権者が関係してまいります。養老地区の役員の方、区長さん等いろいろお見えになると思います。そのような方とも協議し、早期実現を目指して進めたいと思います。

スマートインターは安八町においても建設されます。安八町では、建設課の中に平成二十四年の一月よりスマートインターチェンジプロジェクト統括を設立し、兼務対応で職員五名にて対応しております。また、この二十五年の四月からは、スマートインターチェンジ建設準備室を設立し、スマートインターに関する要望事項、地権者への用地買収などに県から派遣職員一名と専属職員三名にて対応をしているとのことでした。

当町においても、東海環状自動車道の養老インターチェンジ南の用地買収から、養老サービスエリアスマートインターチェンジに係る用地買収などに携わる（仮称）東海環状自動車道並びに養老サービスエリアスマートインターチェンジ推進室を建設課内に設けていただき、私も早崎議員同様、養老町として積極的に取り組んでいきたいと思っております。

先日、職員の超過勤務手当が問題になりました。超過勤務手当の予算にて職員をふやすこともできませんので、ぜひ職員数をふやして対応していただくことを要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、二番 長澤龍夫君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 議長より発言の許可をいただきましたので、二点について質問をさせていただきます。

まずは、予算編成の可視化についてであります。

二〇一三年も九月下旬となり、ことしも残すところ後三カ月となりました。そうなってくると、いよいよ来年度予算の編成という時期になってまいります。二〇一七年の養老改元一三〇〇年を目前にして、オンデマンドバスや自治町民会議、新生養老まちづくり構想等、養老町が大きく変わろうとしています。当然予算の使われ方も大きく変わっていくと思われませんが、例えば今年度で言うならば、各種団体に対する補助金の仕組みが大きく変わり、さまざまな団体から戸惑いと困惑、苦情や相談がありました。カットされた予算は一体何に使われるのか、そんな声も聞こえてきます。

そこでひとつ提案があります。この予算編成を可視化してはど

うでしょうか。

予算編成の過程を透明化することで、町民の皆様の多くの疑問が晴れるはずです。さらに可視化されることで、執行の予算に対する姿勢も今以上に洗練されたものになることが期待できます。

これに対するお考えを聞かせてください。

それともう一点、現在、どのような形で予算編成が行われているのかについても具体的に答えたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の一点目の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず初めに、現在の予算編成の形についてでございますけれども、予算の編成につきましては、養老町予算の編成及び執行に関する規則に定めるところにより、おおむね次のようなスケジュールで予算編成を行っております。

当初予算では、初めに予算編成方針を定め、前年度の十一月三十日までに部課長に通知をいたします。部課長は、その予算編成方針に基づき予算要求を十二月下旬までに総務課へ提出し、翌年一月上旬から二月中旬まで、本庁の会議室において予算査定を実施しております。査定終了後、予算案を作成し、その後、予算案の内示をしているところでございます。

ちよつと先ほど言いました予算編成方針といえますのは、もちろん私の基本的な考え方等も含まれております。

予算査定につきましては、町長、副町長、それから総務部長が事業ごとに部課長などの意見を聞き、査定をしております。なお、今回上程いたしております補正予算につきましても、部課長からの予算要求に基づき、同様に査定を実施したところでございます。御提案をいただきました予算編成の可視化でございますが、予

算編成の過程を透明化し内容を公表することは、町民への説明責任を果たし、町政に対する理解と信頼を深めていただく上においても極めて重要と考えておりますので、今後は町ホームページで予算編成過程を公表するための環境整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 予算編成の可視化に向けて前向きに取り組んでいただけると、そのような回答と受け取りました。実現すれば、町民にとつてより開かれた行政となっていくことでしょうか。どうでしょうか、どうせなら早速来年度の予算編成から可視化してしまつてはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 来年度から導入してはどうかという御質問でございますけれども、先ほどお答えをいたしましたように、予算編成可視化の重要性は認識しておりますけれども、公表に当たっては、その内容を検討・精査する必要がありますので、来年度予算からの導入は難しいと考えております。またこれは時間的にも難しいというふうに考えております。

いずれにしても、公表することには大きな意味があると思えますので、できるだけ早い時期に公表できるよう準備を進めてまいることを約束して、回答とさせていただきます。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 予算というものの中身は、非常に複雑でわかりにくいものです。我々議会としても、提案された予算について常に慎重に中身を吟味した上で審議しているわけですが、少な

くとも、町の未来を決める大切な予算の編成について、密室で一部の人間により決まってしまうという姿を想像すると、どこか不気味な雰囲気さえ感じてしまいます。

非公開を公開にする、ただこれだけのことです。何の手間も経費もかかりません。一日も早く実現できるようにお願いして、私のこの質問は終わらせていただきます。

引き続き二問目のファシリティーマネジメントについて質問させていただきます。

聞きなれない言葉かと思しますので、少し説明させていただきます。ファシリティーとは、建物・建築物や設備等のことで、これらを適正管理することをファシリティーマネジメントと言います。

建設省のファシリティーマネジメント研究委員会の定義で言いますと、施設の総合的戦略的な企画・運営を通じて、経営者、施設の利用者の諸要求を、社会的・文化的な資産の整備へと結びつけていく手法・技術であると、極めて難解な表現をしています。

自治体の視点でわかりやすく言いかえれば、自治体が所有・管理する建物や建築物、この庁舎や公民館、町営住宅、さらには道路や橋といった全てのものは年数とともに劣化し、建てかえや修繕が必要となります。しかし、日本ではこういう類のものを不朽のものとして捉えがちであり、特に自治体においては、将来を見据えた管理をしていないことが多いのです。

例えば、養老町においては、町が所有するこういったファシリティー財産を一元管理している部署はありません。それぞれ各課が自分の担当する施設を管理しているのが現状です。これでは、将来どの施設にどのような修繕が必要かなど優先順位をつけることもできず、結果、無駄な経費が無駄な施設に投入されるとい

ことも起こり得るのです。

そこでお聞きします。今後どこかの部署で専門的にファシリティーマネジメントを一括で取り扱う、そのような考えはありますか。また、現在ほどのように町のさまざまな施設を管理しているのか、お教えください。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二問目の御質問にお答えをさせていただきます。

ファシリティーマネジメントに対する町の考え方ということでございますけれども、町には約四百件の建物がありまして、町の施設を建設物等と考えますと、現状の課題として、建設の更新時に係る整備方針や整備計画がなく、建物の建設、運用については、それぞれ担当所管が分散しております。

また、施設業務全体を評価し、最適化する仕組みもございません。

環境問題、CO<sub>2</sub>についても総合的に管理する体制ではございません。

このような現況から、町といたしましては、経営的な視点から設備投資や管理・運営に要するコストの最小化を図るため、総合的・長期的視野から企画・管理・運営することを考え、ファシリティーマネジメント導入の検討に向け、導入準備検討会等をつかって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

担当部署ということになりますと、建設課が中心になって他の関係する課とプロジェクトチームをつくるなどの検討することになるというふうに考えております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） これまでやってこなかった町の財産管理の一元化であるファシリティーマネジメントですが、これをきっかけに積極的に取り入れていただける、そのような御回答をいただきますので、一安心しています。

メンテナンスも含めて一元管理できるようになることで、例えば、以前起きた町民プールの問題のように、管理不足による修理代で三億数千万円の無駄遣いといったようなことがなくなることで期待できます。大変よい回答が得られたと思います。

道路や橋ももちろんですが、この庁舎のように大型の施設となると、費用も大変大きなものになります。実際に運用していくために、今後、施設の更新に備えて準備基金のようなものをつくり、いわゆる積み立てを行っていく考えはないか、お答えください。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 準備基金につきましては、養老町まちづくり整備基金というのがございます。今後の導入計画に沿って計画的に積み立てていこうというふうに考えております。

それから、橋梁につきましては、現在は橋梁長寿命化計画というものをつくりまして、それに基づいて進めているところでございますので、申し添えたいと思います。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 施設等の一元管理、ファシリティーマネジメントを行っていくための具体的な回答を得ることができましたので、私の今回の一般質問はこれで終わりとさせていただきます。○議長（田中敏弘君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

では通告に従いまして、まず最初に、空き家、放置家屋の対策条例の制定について伺いいたします。

昨今、社会問題になっております空き家、放置家屋がもたらす近隣住民への迷惑被害であります。

昨年の十二月議会で、田中敏弘議員が一般質問で取り上げられたテーマがありますが、そのとき田中議員への答弁で、町長は、今後は空き家の所有者が責任を持って空き家の適正管理を行う契機となるよう条例の制定について考えてまいりますと、こう答弁をいただきました。あれから十カ月がたちます。まだ、議会に対してこのテーマの何のアクションもありません。町長、議会に対して軽視されておりませんか。このテーマを本腰で取り組んでいただきたいことをお願いして本題に入りたいと思います。

二〇〇八年に、総務省が、五年に一度の全市町村を対象に住宅土地統計調査が実施されました。その結果、本町の空き家件数は千三百十戸でありました。この中には、新築、中古を問わず、売却のための住宅、また賃貸のための空き家、空き室、また別荘などの建物が含まれていますので、これ以外の空き家、放置家屋等を対象に考えていきたいと思っております。

所有者、管理者等が近所迷惑にならないよう、土地、建物、樹木、雑草、落ち葉等きちんと管理をされている空き家、空き室には何の問題もないと思いますが、ここで取り上げる空き家の定義は、近隣住民はもとより、町内、地域住民が非常に迷惑だ、何とかしてくれよというような苦情、怒りが起きるような空き家等の

放置家屋、また、空き家を取り巻く土地の管理、雑草、樹木が生い茂って防犯上問題がある環境、空き家が外から見えなくなると犯罪の温床になりかねないような状況、また、落ち葉が風に舞って、たばこの投げ捨てなどで火災になるやもしれない、このような空き家が養老町のあちらこちらで目にいたします。

風景、景観の悪化、また防災や犯罪の点からも問題です。

ごみなどの不法投棄の誘発で、衛生上の悪化、また火災の発生などの誘発など多くの問題を引き起こしています。

日常生活にとつて、不安で困惑する課題の山積です。

今後、我が養老町でも空き家等が年々ふえることが予想されま

す。

ここで実際に起きていている現実を見てみますと、あるAさんの生活圏内に空き家があり、放置されている状態で、家は戸を閉め、雑草が生い茂り、竹やぶが屋敷の周りにあり、竹が道路に覆いかぶさって道路を塞いでいる状態、隣家や近所のおうちのといにはササがいつぱいたまり、雨がふると雨水が至るところから漏れてくる、竹ザサはその家だけにとどまらず、道路や近所のお宅の敷地内にまで飛んできて、幾ら掃除をしても私たちごっこになつて

いる、空き家の持ち主に管理をお願いしても、なかなか対応して

いただけません。余り催促をすると、次はトラブルになつてしま

う。こんな状況の空き家になるのも、更地にすれば固定資産税が数倍

にはね上がるという税法上の問題も影響しているとは思われるが、

では各個人で持ち主に適正な管理をお願いしても結果が得られな

いときは、行政が持ち主に適正な管理を命令すればよいと思う。

全国的に見ても、各自治体が所有者もしくは管理者に適正な管

理を義務づけた条例を制定する動きが広がっている。

昨年十二月議会で田中議員が発表された、十六都道府県三十一

自治体が制定されたとの報告がありました。ことしの一月一日時点での条例の施行済みの自治体は、三十四都道府県百三自治体が制定されています。

このように全国的に条例の制定の動きが広まっております。本町でも制定されていけば、条例に沿って所有者に管理を促すことができ、近隣のトラブルにはならないと思います。このような問題に悩んでお見えの町民は相当数お見えだと思います。これから先は本町でも空き家がふえることが予想されることから見ても、この問題が総合的に解決するには、所有者が適正に空き家を管理してもらえらるような条例の策定が必要だと思えます。

ここで町長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひ

します。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本町においても多くの空き家がございますけれども、空き家発生の要因といたしまして、所有者が死亡・行方不明、相続人が多い、あるいは管理者が遠方に居住している、高齢化により管理が難しい、あるいは子孫のために残してある、あるいは除却費用がないなど、さまざまなのが考えられます。

空き家の根本的な問題といたしまして、空き家が発生することではなく、管理不全となつたり老朽化したりすることであり、具体的には、防災性・防犯性の低下、ごみの不法投棄等による衛生の悪化、風景、景観の悪化が挙げられます。

空き家対策における基本的な考え方といたしまして、空き家は個人資産であるため、所有者が適正な管理をすることを原則としております。

条例につきましては、県内においては、飛騨市、笠松町、八百津町で制定をされており、各市町の条例の内容等も調査研究をしてきたところでございます。各市町の条例の内容もいろいろで、勧告・命令のみを規定しているところもあれば、代執行まで規定しているところもございます。そういった中で幾つかの課題も出てきており、現在、関係部署で協議しているところでございます。条例の制定ということになりますと、個人の権利に制約を加えるということになりますので、非常に慎重な判断と手続が必要になるものだと考えております。

例えば、行政代執行の規定を定めた場合には、実際の執行に当たっては解体撤去費だけではなく所有者の追跡調査など、一連の手続に相当な経費と事務量を要するものでありまして、非常に難しいところがございます。

また、県において本年七月二十二日に「岐阜県空き家等対策庁内連絡会議」が設置されました。空き家問題に係る課題の整理、対応指針の策定などの取り組みを始められたところであります。今後は県とも連携をとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、若干の時間を頂戴したいと思っております。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） たいだいま、町長答弁の中で、県と連携をとって条例の制定に向けて取り組みをしていきますよというお話をいただきました。

私は早く条例をつくっていただきたい、こう思う人間でございます。先ほども例えの中でお話をしましたけれども、住民トラブルに

なっていて、それこそ刑事事件に発展するというようなことになってしまえば、また視点の違う面で大変な問題が起きてまいります。その観点から言っても、養老町に空き家が多く存在する以上、これを一つ一つ精査をして取り組んでいただく必要があると思えます。

ここでひとつお願いがございますが、空き家を、養老町は実際に何軒あって、町がその条例で取り組まなければいけない空き家、この部分が何軒あるのかということ一度調べていただきたい、かように思います。調査をしていただくことによって、この条例が本当に早く取り組まないといけないのか、県と連携をとって足並みをそろえてということになるのか。

先ほど岐阜県で一番最初に取り組まれたのが飛騨市であります。飛騨市が早く条例を制定したということは、やっぱり市内に空き家がたくさんあって、いろんな面でトラブルがあり、それが大きな問題に発展するまえに手を打とうというようなことで取り組まれておるといように私は聞いておりますが、条例を制定するにはやはり調査が第一歩でございますので、ひとつそれをお約束いただきたいと思います。

それから、条例を制定するのに私はキーワードとして、管理不全の防止、二点目に良好な生活環境の確保、三点目に安心安全なまちづくりの推進、この三つのキーワードで条例の制定を早急にお願いしたい。

特に、条例が守れない場合は公表するというような罰則規定を入れていただく。また、強制撤去等の代執行も盛り込んでいただいた条例の制定をすることが、権限が強くなり、所有者に空き家を管理していただく、お願いするのに十分な条例をつくっていただくということをお願いして、もう一度この点を、町長の見解を

お聞きしたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員からのお願いという言葉がされましたけれども、空き家の調査ということでございますけれども、空き家の定義というのはそんなに難しくはないというふうには考えております。ただ、職員だけで調査できるかというところというわけではございません。地区の皆さんの御協力も必要になるというふうに思えますので、そういった協力を仰ぎながら、また住民の方々からの要望ですか、そういったものを踏まえながら調査をしていきたいというふうに考えております。

また、条例の制定についてということでございますけれども、代執行というようなことになりますと、非常に複雑な手続も必要になるということでございます。事実、この条例を制定された県内の各自治体にお聞きしますと、条例に規定はあっても実際にはやっていないというのが現状でございます。

それからまた公表する場合、危険な空き家と判断する基準というようなこともございます。そういった難しい問題もございまして、けれども、この点においても県の指導等を仰ぎながら研究をしていきたいというふうに考えております。

ただ、条例制定等の時期等について、現段階で明確にお答えできないというふうに御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 私の手元にある資料によりますと、今、百

三自治体が条例を施行しているというふうなお話をさせていただきましたが、この中で代執行まで条例の中に定めているという自

治体が約七割ございます。けれども、罰則規定を盛り込んだ自治体は五つの自治体しかないという資料でございます。その代わり、勧告、命令、公表することはほとんどの自治体が明文化してお見えになるという内容でございますが、代執行につきましては、私もまだまだちょっと難しいところがございますので、よくその辺は精査をして、ひとつ、養老町に合った条例を一日も早く制定していただくことをお願いして、二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目の質問は、象鼻山大橋架橋建設促進期成同盟会が、一九九九年度に発足、以来目的を県道牧田・室原線から名神高速道路と牧田川をまたいで南濃関ヶ原線に至る、（仮称）象鼻山大橋をかけるという壮大な計画で、今日まで会合を重ねてこられました。以来十三年の年月をかけてこられたにもかかわらず、なかなか成果が得られない状態が今年度まで続いてきました。この計画は事実上夢物語になっていったと思いますが、午前中の早崎議員、先ほどの長澤議員の養老サービシアのスマートインターにおけるテーマの中で、橋爪大橋架橋建設期成同盟会のお話、御質問をされ、私もここで同じことを言いますと答弁がダブってまいりますので、この辺のところは省略をさせていただきますが、この橋爪大橋架橋建設期成同盟会に名称を変えられてコンパクトな計画に訂正をされた。そして、先ほどのテーマにもありましたスマートインターが連結許可をいただいて本格的にスマートインターと橋爪大橋のセットで地域の開発、養老町の未来を語るといふ土壌、環境ができてきたと思えます。その意味から言っても、この橋爪大橋は、スマートインターをつくることによりましてアクセス道路として大事な位置づけだと、こういうふうには思っております。

先ほどのお話の中で、二〇一五年の十二月にスマートインター



が完成する、それと同じ時期に橋も完成していただけるのが一番望ましい。そして一三〇〇年祭が翌年にあるということになれば、アクセス道路として、また景観、それから案内掲示板等の充実もすっかりとできる、全日本至るところからお見えになっても迷うことなく会場まで来ていただくことができると、こういうふうに思います。その観点から言っても、橋爪大橋は必要であるという認識でございます。

けれども、伊勢湾台風のように、東海環状養老インターチェンジ、あの場所は水没をしておるということでございます。万が一、あのような災害が養老町に来たとするならば、東海環状養老インターは機能しなくなるということからきても、この養老サービスエリアスマートインターチェンジの位置づけは数段重要になってくると。救援物資の受ける窓口、道路がなくなってしまうということがありますので、その観点からもしっかりとした計画を持つて取り組んでいただく必要があると、こういうふうに思いますが、その辺の取り組みを町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 象鼻山大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会が橋爪大橋ということに名称変更になった経緯ということは、先ほど早崎議員、それから長澤議員等にも説明をさせていただいたわけでございます。期成同盟会発足以来、十一年の日時が経過をしております。県に要望を行ってまいりましたけれども、事業採択という結果に結びついていないということでございます。そういう意味で、このスマートインターとセットにした形で、スマートインターからすぐに象鼻山大橋をわたって養老公園と養老中心街へ行けるといふこの橋の持つ意味は大変大きなものだろう

というふうに思っております。

ただ、御質問いただきましたように、スマートインターチェンジの開通と同時にというような二十七年の開通というのは到底難しいわけでございます。

と言いますのも、まだ、何度も申し上げておりますけれども、事業採択をされたわけではございません。ですから、計画もまだ決まっていないというような段階の中で、そういった完成は難しいというふうに思います。

また、先ほど御指摘がありましたように、養老インターは昭和三十四年の伊勢湾台風、それから集中豪雨等での決壊のときに水没をしているわけでございます。そういった意味でインターとしての機能はしませんけれども、災害道路として高架で走っておりますので、物資の運搬はできるといふふうに考えておるわけでございます。そういった意味で、養老サービスエリアのスマートインターチェンジは、比較的高いところにもございますし、そこへの物資の流入等ございます。

また、加えて言えば、岐阜県の緊急病院、岐大ですね、あそこにも三十分ほどで行けるといふ利便性にもなります。そういった意味で、医療、それから防災等には大きな意味を持つスマートインターであり、橋爪大橋であろうかというふうに考えております。関係機関等々連絡を密にしながら、一日も早い完成等を目指していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔四番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 新食肉基幹市場誘致、食肉センターの誘致、関市と候補地が養老町とあるということで、養老町にぜひ持って

きていただきたい、こういう思いからしても、このスマートインタールと橋爪大橋は絶対に必要な橋だというふうに認識しております。その観点から言っても、橋を一日も早くかかるような取り組みをお願いしたいというふうに思っておりますので、ひとつお願いしたい。それから、私今、常任委員会産業建設委員長をさせていただいておりますが、この橋爪大橋とスマートインタールチェンジに係る協議会に議会議長が出席をしておりますけれども、産業建設委員長の出席は要請はございませんが、ひとつその辺も考えてよろしくお声をかけていただきますことをお願いしたい、その辺の行政の思いを最後にお答えいただいで、私の質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） このスマートインタールチェンジと、それからこの牧田川にわたる橋爪大橋でございますが、セットで非常に大きな効果をもたらすということは語るまでもないと私は思っております。

いわゆる食肉センターの新屠場誘致も今進めているところでございますし、それよりもやはりインタールができてやはり牧田川に橋がかからなければ、養老町として一番重要な養老公園へのアクセス道路も非常に不便だということでございます。そういった意味で、一日も早く事業採択がされ、またスマートインタールチェンジ開通に向けて努力をしていきたいというふうには思っておりますけれども、何よりも地元の方の御理解をいただくということが第一にしなければならぬことでございます。それ以後、やはり全体としての計画を住民の方々に丁寧に説明をさせていただいて、養老町全体で、ぜひともこのスマートインタールと橋爪大橋が必要だという、そういった大きな声を上げていただくというような状

況をつくっていききたいというふうに考えております。どうか議会の皆様方もひとつよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○四番（三田正敏君） ありがとうございます。

○議長（田中敏弘君） 以上で、四番 三田正敏君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 議長に発言の許可をいただきましたので、二点質問させていただきます。

まず最初に、災害時応援協定についてですが、地震などの大規模災害が発生した場合、他の行政機関などから被害者への食料、生活物資の供給、運送、医療チームの派遣や土木公共施設への復旧工事などの救急対策を受け、助け合うのが目的である災害時応援協定である。

岐阜県では、提供数が十五件で、全国で二位である。協定締結相手は、友好都市や加盟する各種サミット、歴史的な関係や共通する特産品を有する自治体が多く、きずなをきわめる意味でもある。

まず一点目、災害時救援協定について、町長の考えは。

二点目、災害時応援協定は町として締結しているか。

二点町長にお伺いします。時間が詰まっていますので簡潔にお願いします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 災害時応援協定についての町の考え方というところでございますけれども、大規模な災害が発生した場合においては、本町のみ対応では町民の生命・財産を守ることが十分

にできないと、十分な対応ができないと考えられます。

そのために、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために、行政機関や民間事業者に応援を要請し、必要な協力を得ることは非常に重要である。そのための協定の締結は不可欠であると考えております。

必要と考えられる応援というのは、人的・物的支援でございます。その具体的な内容としては、主に物資等の提供、人員の派遣、資機材の提供、医療救護活動などが挙げられるわけでございますけれども、被災地への支援や応急復旧工事等を着実に行うため、これらの内容に関して行政機関や民間事業者と協定を締結していくべきだと考えております。

そこで、締結しているかということの問題でございますけれども、本町におきましては現在のところ、県と県内全市町村との相互応援協定や防災ヘリコプター応援協定を初め、二十の災害時応援協定を締結しております。

協定の締結相手は、行政機関や民間事業者でございます。その内容といたしましては、物資の提供、人員の派遣、資機材の提供、医療救護、医薬品、徒歩帰宅者支援、燃料の供給、災害時放送、それから施設利用など多岐にわたっております。

大規模災害につきましては、想定できないような事態が発生すると考えられますので、今後も町民の生命・財産を守るために必要な協定を締結していかなければならないというふうに考えております。

参考ではございますけれども、県内全市町村以外の市町村とのこういった提携がないというところもございますので、今後、同意できる他県の市町村との提携も視野に入れて進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、町長のほうから県内全市町村ということで約二十ほどということですが、たしかに岐阜県内の提携はたしかに大事ですけれども、やはり大きな規模で、岐阜県内の、例えば岐阜大地震が起きたときに、そうした形で岐阜県じゃなくて他の県、市町村との関係というのは一番僕は大事じゃないかと思っております。

その中でもやっぱり養老町には歴史的な、先ほど大橋議員から皆さんに薩摩義士の関係とか、特産品の、いろんな形でいろんな各市町村のつながりがあります。そうした中で、やっぱり県内じやなくて県外の市町村とのかかわりが一番大事じゃないかということをお思いますので、今後その予定は、再度ですけれども質問させていただきます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 重ねて申し上げます。

やはり県内ということになりますと、やはり地域が狭いという部分もあるかもしれません。今後は先ほど御指摘がありましたように、鹿児島等で薩摩義士慰霊祭等につながりがあるわけでございますから、そういった市町、それから「日本の森滝渚」で一緒に行動している市町村等ございますので、そういったところに話をさせていただき、できればそういうところと締結をさせていただくようにしたいというふうに思っております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、町長のほうから鹿児島市とか薩摩市の

関係でということ、ぜひともその続く中で、子供たちの交流とかいろんな形の地域交流が生まれてきますので、ぜひとも早く実現しますよう、よろしくお願いします。

二問目に入ります。

公共施設避難場所の耐震化の現状についてですが、先般九月の四日、台風十七号により約一時間に百ミリという経験したことのない雨量に見舞われ、土砂災害の危険性が高まりました。

そうした中、養老地区、また上多度、日吉地区に避難準備情報が発令され、先日の台風十八号によっても、竜泉寺・喜勢地区にもまた避難準備情報が発令されました。そのときには養老自治会館、中央公民館、また日吉自治会館などに避難場所が設定されました。

近年の異常な気象や南海トラフのような巨大地震が懸念される中、防災対策が最も重要であることを考えます。

そこで質問させていただきます。災害時に避難場所となる公共施設などの耐震化の状況をお知らせください。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

公共施設の耐震化の現状についてということでございますけれども、災害時の避難所としまして、現在、公共施設五十カ所を指定しております。

これらのうち、耐震性がないと判断されるものは、昭和五十六年以前に建築された施設のうちで、全保育園五園と、養老公民館、自治会館でございます。それから上多度自治会館、室原自治会館、養北幼稚園、上多度公民館、池辺町民体育館、笠郷町民体育館、東部町民体育館、これは東部中学校が使用している体育館でございます。すけれども、及び高田中学校と東部中学校の一部でございます。

す。

小・中学校の建物は四十五棟ございまして、うち今年度耐震補強工事を行っている東部中学校特別教室棟と高田中学校プール附属棟の二棟を含め、今年度末には四十四棟が耐震性を有する建物となり、耐震化率としましては、九七・八％となります。

屋内運動場につきましては、昭和五十六年以降建設の東部中学校を除き、八校全て改修補強工事あるいは建てかえによって耐震化率一〇〇％で全て終了をしております。

耐震性を有しない建物二棟でございますね、先ほど言いました高田中学校管理棟と養北幼稚園につきましては、平成二十六年において耐震補強工事を行う計画をしております、来年度末には学校施設の耐震化率は一〇〇％の予定でございます。

保育園につきましては、養北保育園は平成二十八年度以降に建設に着手する予定でございますし、養北保育園以外については平成二十六年から耐震補強計画を策定しまして、耐震補強工事を計画的に進めてまいります予定でございます。

上多度公民館につきましては、新たに公民館を建設する予定としておりますので、耐震診断は行っておりませんし、養老公民館、自治会館については、西美濃農業協同組合との共同建物ですので、町と西美濃農協とで今後について検討をしております。

また、上多度自治会館についても、同じく西美濃農協との共有建物でございますので、上多度公民館の建設計画がございますので、耐震診断の予定はいたしておりません。

室原自治会館については、現在は町の所有になりましたので、今後、耐震診断を行ってまいりたいと思います。

また、東部町民体育館は、今後補強について検討し、池辺町民体育館及び笠郷町民体育館については、今後、施設のあり方も含

めて検討をしてまいりたいと思います。

それから、いずれにしましても、全ての避難所において耐震性が確保されていることが望ましいわけですが、今後とも計画的に耐震化を進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきます。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、町長のほうから耐震状況を伺いました。

今聞いてますと、十件ほどということで、特に自治会館の耐震ができてないというのは、本来、自治会館というのは地元にあつては一番近いところの避難場所になると思います。そうした中で、僕のことを言うけど、養老地区なんかは養老自治会館、まあJAとの絡みがあるということで、今お話をこれからしていきたいということですので、養老山脈の、本当に今度の南海トラフのような大きな地震が来たときに、本当にどこに逃げるかっていうことを、やっぱり地元の人間はまず近いところの、例えば養老の自治会館に避難するのが一番早いっていう形を、アナウンスのほうでも広報のほうでも養老自治会館とかそういった地域の中央公民館とか、そういう形の広報が流れます。そうした中で一番大事なのは、やっぱり一番近いところの、特に養老地区にとっては養老自治会館の、本当に皆さんにとっては一番足の近い中ですので、ぜひともそうした中で早く耐震化をしていただいて、いつまでも安全で安心なまちづくりというか、そういう形を住民に持ってもらいたいと思いますので、もう一度町長に養老自治会館の上の、安全な自治会館がもっと早くできないかということを要望してきます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 養老自治会館についてでございますけれども、これは先ほども申しましたように、議員も申しとおられるように、西美濃農業協同組合との共有建物でございます。この点については早急に西美濃農協のほうと協議を重ねたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔五番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） それでは最後に、町長にお願いして、一刻

も早く耐震ができますようにお願いして、一般質問を終わります。  
○議長（田中敏弘君） 以上で、五番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、明日九月二十日金曜日午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後二時四十一分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十五年九月十九日

議長 田 中 敏 弘

議員 水 谷 久 美 子

議員 岩 永 義 仁